

第 I 部 調査の概要

第1章 調査の目的と方法

1. 調査の趣旨・目的

社会保険料・労働保険料においては、通勤手当等各種手当を保険料算定の基礎として取り扱っているが、税制においては、10万円までの通勤手当は非課税所得としているなど、算定対象の取扱いに違いが存在する。本調査は、通勤手当その他の手当について、小規模企業を含め支給実態を把握するため実施した。

なお、本調査は、厚生労働省からの要請に基づき実施したものである。

2. 調査名

「企業の諸手当等の人事処遇制度に関する調査」

3. 調査期間

2013年9月11日から9月27日。

4. 調査方法

郵送による調査票の配布・回収。

5. 調査対象

常用労働者1人以上を雇用している全国の民間企業20000社（農林漁業、公務除く）。

※帝国データバンクの企業データベースにより、総務省統計局「経済センサス（平成21年基礎調査）」の母集団分布にあわせて産業・企業規模別に層化無作為抽出。

6. 有効回収数

有効回収数：7409件／有効回収率：37.0%

7. 回答企業の属性

(1)回答企業の属性

回答企業の属性は表1のとおり。調査では、従業員規模の設問について、まず「企業全体の全常用労働者数」を尋ね、そのうちの「(a)期間を定めずに雇われている常用労働者数（パートタイム労働者を除く）」「(b)パートタイム労働者数」についても尋ねている。平均値は、「企業全体の全常用労働者数」が126.8人、「(a)期間を定めずに雇われている常用労働者数」が69.6人、「パートタイム労働者数」が45.1人である。

表1：回答者属性

		全 体	7,409	100.0
産業		鉱業，採石業，砂利採取業	106	1.4
		建設業	1,382	18.7
		製造業	930	12.6
		電気・ガス・水道・熱供給業	150	2.0
		情報通信業	130	1.8
		運輸業，郵便業	245	3.3
		卸売業，小売業	1,698	22.9
		金融業，保険業	155	2.1
		不動産業，物品賃貸業	622	8.4
		学術研究，専門・技術サービス業	81	1.1
		宿泊業，飲食サービス業	170	2.3
		生活関連サービス業，娯楽業	136	1.8
		教育，学習支援業	173	2.3
		医療，福祉	291	3.9
		複合サービス事業（郵便局，農業組合など）	532	7.2
		その他サービス業（他に分類されないもの）	493	6.7
		その他	19	0.3
	不 明	96	1.3	
企業全体の全常用労働者数		1～4人	1,729	23.3
		5～9人	2,026	27.3
		10～29人	2,038	27.5
		30～99人	1,091	14.7
		100～299人	360	4.9
		300～999人	95	1.3
		1,000人以上	70	0.9
	平 均	126.8		
(a) 期間を定めずに雇われている常用労働者数（パートタイム労働者を除く）		0人	272	3.7
		1～4人	2,356	31.8
		5～9人	1,837	24.8
		10～29人	1,661	22.4
		30～99人	729	9.8
		100～299人	214	2.9
		300～999人	42	0.6
		1,000人以上	40	0.5
	不 明	258	3.5	
	平 均	69.6		
(b) パートタイム労働者数		0人	3,444	46.5
		1～4人	2,029	27.4
		5～9人	510	6.9
		10～29人	563	7.6
		30～99人	350	4.7
		100～299人	142	1.9
		300人以上	77	1.0
	不 明	294	4.0	
	平 均	45.1		
事業所の展開		一事業所のみ	5,180	69.9
		地域的に展開	1,630	22.0
		全国的に展開	289	3.9
		不 明	310	4.2
創業年		昭和59年以前	3,746	50.6
		昭和60～平成6年	1,476	19.9
		平成7～11年	740	10.0
		平成12年以降	1,244	16.8
		不 明	203	2.7
経営形態		株式会社（有限会社を含む）	6,236	84.2
		合名会社・合資会社	11	0.1
		合同会社	7	0.1
		相互会社	0	0.0
		会社以外の法人（財団・社団法人，学校・宗教・医療法人，協同組合，信用金庫等）	1,103	14.9
		個人経営	47	0.6
		その他	2	0.0
	不 明	3	0.0	
労働組合		労働組合がある	381	5.1
		労働組合はない	6,897	93.1
		不 明	131	1.8
就業規則		作成している	5,877	79.3
		作成していない	1,361	18.4
		不 明	171	2.3
就業規則作成あり	パート専用の就業規則	ある	2,397	40.8
		ない	3,165	53.9
		不 明	315	5.4

(2)期間を定めずに雇われている常用労働者数

期間を定めずに雇われている常用労働者数（パートタイム労働者を除く）の平均値は 69.6 人である。分布をみると、「1～5 人未満」が 31.8%、「5～10 人未満」が 24.8%、「10～30 人未満」が 22.4%となっている（表 2）。

表 2：期間を定めずに雇われている常用労働者数（単位＝％）

	n	0 人	1～5 人未満	5～10 人未満	10～30 人未満	30～50 人未満	50～100 人未満	100人以上	不明	n	(平均)	
計	7,409	3.7	31.8	24.8	22.4	9.8	2.9	0.6	0.5	3.5	7,151	69.6
<産業>												
鉱業、採石業、砂利採取業	106	5.7	24.5	32.1	28.3	4.7	0.9	0.0	0.0	3.8	102	11.6
建設業	1,382	5.7	23.5	30.0	26.7	8.0	1.1	0.1	0.1	4.8	1,316	25.9
製造業	930	2.6	22.9	21.6	28.7	14.0	5.6	0.8	0.6	3.2	900	117.3
電気・ガス・水道・熱供給業	150	5.3	19.3	30.7	36.0	4.7	2.0	0.0	0.7	1.3	148	21.7
情報通信業	130	6.9	30.8	25.4	16.2	15.4	3.1	0.0	1.5	0.8	129	137.3
運輸業、郵便業	245	2.9	14.7	14.3	32.7	25.3	4.5	1.2	1.6	2.9	238	355.3
卸売業、小売業	1,698	3.5	34.2	28.0	17.6	9.0	3.1	0.5	0.7	3.4	1,640	61.2
金融業、保険業	155	3.9	38.7	25.8	18.1	10.3	0.0	0.0	0.0	3.2	150	11.2
不動産業、物品賃貸業	622	3.2	58.4	20.9	8.4	2.3	0.6	0.0	0.0	6.3	583	6.9
学術研究、専門・技術サービス業	81	4.9	37.0	21.0	19.8	13.6	3.7	0.0	0.0	0.0	81	19.6
宿泊業、飲食サービス業	170	1.2	24.1	23.5	28.8	14.7	5.9	0.6	0.0	1.2	168	30.4
生活関連サービス業、娯楽業	136	3.7	28.7	22.8	26.5	6.6	5.1	0.7	0.7	5.1	129	61.9
教育、学習支援業	173	4.0	34.7	17.3	27.2	9.2	2.9	1.7	0.6	2.3	169	54.3
医療、福祉	291	0.7	19.6	24.1	30.9	14.4	4.1	1.7	2.1	2.4	284	271.0
複合サービス事業	532	3.0	49.8	19.2	14.1	7.7	3.6	0.8	0.2	1.7	523	23.8
その他サービス業	493	3.0	30.2	21.1	25.2	12.6	2.8	1.6	0.8	2.6	480	63.6
その他	19	5.3	21.1	31.6	21.1	10.5	0.0	0.0	0.0	10.5	17	12.1

(3)パートタイム労働者数

パートタイム労働者数¹の平均値は 45.1 人。分布をみると、0 人が 46.5%であり、パートタイム労働者が 1 人以上いる企業が 49.5%となっている。これを産業別にみると、平均値が高い産業は、「運輸業、郵便業」「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」「生活関連サービス業、娯楽業」などとなっている（表 3）。

表 3：パートタイム労働者数（単位＝％）

	n	0 人	1～5 人未満	5～10 人未満	10～30 人未満	30～50 人未満	50～100 人未満	100人以上	不明	n	(平均)	
計	7,409	46.5	27.4	6.9	7.6	4.7	1.9	0.6	0.4	4.0	7,115	45.1
<産業>												
鉱業、採石業、砂利採取業	106	59.4	29.2	6.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.7	101	1.0
建設業	1,382	61.2	29.4	1.9	0.6	0.3	0.1	0.1	0.0	6.4	1,293	1.6
製造業	930	33.4	29.0	10.2	15.1	6.2	2.2	0.5	0.1	3.2	900	15.5
電気・ガス・水道・熱供給業	150	65.3	25.3	3.3	1.3	0.7	0.0	0.0	0.0	4.0	144	1.2
情報通信業	130	58.5	26.2	5.4	3.1	2.3	0.0	0.0	0.0	4.6	124	2.8
運輸業、郵便業	245	42.4	26.9	5.7	6.5	6.5	4.9	1.6	0.8	4.5	234	389.0
卸売業、小売業	1,698	40.5	29.9	8.4	9.2	5.0	2.4	0.8	0.8	3.2	1,644	57.0
金融業、保険業	155	52.9	32.3	5.8	3.2	0.6	0.0	0.0	0.0	5.2	147	1.8
不動産業、物品賃貸業	622	60.5	26.7	3.1	2.6	1.1	0.3	0.0	0.0	5.8	586	2.3
学術研究、専門・技術サービス業	81	54.3	28.4	6.2	2.5	7.4	0.0	0.0	0.0	1.2	80	4.0
宿泊業、飲食サービス業	170	8.8	7.1	6.5	20.0	34.1	16.5	3.5	3.5	0.0	170	200.1
生活関連サービス業、娯楽業	136	22.1	15.4	13.2	18.4	19.9	5.9	1.5	2.2	1.5	134	108.1
教育、学習支援業	173	26.0	22.5	16.2	19.7	8.7	2.9	1.7	0.6	1.7	170	64.0
医療、福祉	291	30.2	28.5	16.8	15.8	4.1	2.4	0.7	0.7	0.7	289	128.9
複合サービス事業	532	58.8	24.1	4.3	4.1	4.5	0.8	0.2	0.0	3.2	515	6.2
その他サービス業	493	42.6	25.4	8.5	8.7	5.9	2.6	1.2	1.0	4.1	473	36.7
その他	19	42.1	31.6	5.3	5.3	0.0	5.3	0.0	0.0	10.5	17	11.5

¹ パートタイム労働者の調査票上の定義は、1 日の所定労働時間がその会社の一般の労働者より短い者又は 1 日の所定労働時間がその会社の一般の労働者と同じであっても、1 週の所定労働日数が少ない労働者、としている。

(4)創業年

創業年は、「昭和 59 (1984) 年以前」が 50.6%と最も割合が高く、次いで、「昭和 60 (1985)～平成 6 (1994) 年」が 19.9%、「平成 12 (2000) 年以降」が 16.8%、「平成 7 (1995)～11 (1999) 年」が 10.0%となっている。

産業別にみると、「平成 12 年以降」の割合が高いのは、「情報通信業」「学術研究、専門・技術サービス業」「金融業、保険業」などとなっている。

企業全体の全常用労働者規模別にみると、「昭和 59 年以前」の割合は規模が大きくなるほど高い。「平成 12 年以降」の割合は、規模が小さくなるほど高い。30 人未満の内訳別にみても、規模が小さくなるほど、「平成 12 年以降」の割合がおおむね高い (表 4) ²。

表 4：創業年 (単位=%)

	n	昭和 5 9 年 以前	昭 和 6 0 ～ 平 成 6 年	平 成 7 ～ 1 1 年	平 成 1 2 年 以 降	不 明
計	7,409	50.6	19.9	10.0	16.8	2.7
<産業>						
鉱業, 採石業, 砂利採取業	106	76.4	11.3	3.8	4.7	3.8
建設業	1,382	51.1	21.9	9.6	16.1	1.4
製造業	930	59.0	19.6	7.3	12.5	1.6
電気・ガス・水道・熱供給業	150	41.3	18.7	11.3	26.7	2.0
情報通信業	130	23.1	18.5	9.2	46.9	2.3
運輸業, 郵便業	245	55.5	19.6	7.8	15.1	2.0
卸売業, 小売業	1,698	51.1	19.1	11.1	16.9	1.8
金融業, 保険業	155	44.5	16.1	11.0	27.1	1.3
不動産業, 物品賃貸業	622	45.5	21.4	13.8	15.9	3.4
学術研究, 専門・技術サービス業	81	28.4	25.9	13.6	30.9	1.2
宿泊業, 飲食サービス業	170	31.8	22.9	17.6	22.9	4.7
生活関連サービス業, 娯楽業	136	39.7	28.7	14.0	16.2	1.5
教育, 学習支援業	173	49.1	26.0	5.2	13.9	5.8
医療, 福祉	291	45.7	17.5	11.7	23.7	1.4
複合サービス事業	532	69.2	16.0	4.5	8.5	1.9
その他サービス業	493	44.8	21.1	12.4	20.1	1.6
その他	19	36.8	21.1	21.1	10.5	10.5
<企業全体の全常用労働者数>						
300人以上	165	71.5	9.7	6.7	10.3	1.8
100～300人未満	360	60.8	18.9	8.3	10.3	1.7
30～100人未満	1,091	55.5	15.5	10.2	15.9	2.8
30人未満	5,793	48.4	21.1	10.2	17.5	2.8
30人未満の内訳						
10～30人未満	2,038	52.6	20.7	9.6	14.6	2.5
5～10人未満	2,026	46.0	21.2	10.7	19.5	2.6
1～5人未満	1,729	46.2	21.5	10.2	18.6	3.4

² 先述のとおり、調査では、従業員規模について、「企業全体の全常用労働者数」「(a)期間を定めずに雇われている常用労働者数」「(b)パートタイム労働者数」——の3種類で聞いている。以下では、従業員規模についてクロス集計をする場合、設問内容に応じ、それぞれの従業員規模について「300人以上」「100～300人未満」「30～100人未満」「30人未満」でみる。なお、「30人未満」については、上記の3種類の従業員規模についてそれぞれ、「30人未満の内訳」のクロス集計を記載している (以下、同じ)。

(5)労働組合の有無

「労働組合がある」企業割合は 5.1%である。企業全体の全常用労働者規模別にみると、規模が大きくなるほど「労働組合がある」とする割合が高い。30人未満の内訳でみると、「1～5人未満」は 0.8%、「5～10人未満」で 1.2%、「10～30人未満」で 3.9%となっている（表 5）。

表 5：労働組合の有無（単位＝%）

	n	労働組合がある	労働組合はない	不明
計	7,409	5.1	93.1	1.8
<産業>				
鉱業、採石業、砂利採取業	106	3.8	95.3	0.9
建設業	1,382	1.4	97.8	0.7
製造業	930	6.3	93.0	0.6
電気・ガス・水道・熱供給業	150	10.7	88.7	0.7
情報通信業	130	7.7	92.3	0.0
運輸業、郵便業	245	21.2	77.6	1.2
卸売業、小売業	1,698	3.2	95.3	1.5
金融業、保険業	155	5.8	92.9	1.3
不動産業、物品賃貸業	622	2.3	97.1	0.6
学術研究、専門・技術サービス業	81	6.2	92.6	1.2
宿泊業、飲食サービス業	170	4.1	95.9	0.0
生活関連サービス業、娯楽業	136	2.9	97.1	0.0
教育、学習支援業	173	6.9	89.0	4.0
医療、福祉	291	9.6	89.0	1.4
複合サービス事業	532	10.3	87.8	1.9
その他サービス業	493	5.5	94.1	0.4
その他	19	5.3	94.7	0.0
<企業全体の全常用労働者数>				
300人以上	165	42.4	57.0	0.6
100～300人未満	360	22.5	76.7	0.8
30～100人未満	1,091	10.4	88.1	1.6
30人未満	5,793	2.0	96.1	1.9
内訳 30人未満				
10～30人未満	2,038	3.9	94.1	2.0
5～10人未満	2,026	1.2	96.9	1.8
1～5人未満	1,729	0.8	97.4	1.9
<期間を定めずに雇われている常用労働者数>				
300人以上	82	59.8	40.2	0.0
100～300人未満	214	25.2	73.8	0.9
30～100人未満	729	16.7	81.8	1.5
30人未満	6,126	2.4	95.7	1.9
内訳 30人未満				
10～30人未満	1,661	5.7	92.4	1.9
5～10人未満	1,837	1.7	96.6	1.7
1～5人未満	2,356	0.9	97.2	2.0
0人	272	0.7	97.4	1.8

(6)就業規則の作成状況

就業規則を「作成している」企業割合は 79.3%。企業全体の全常用労働者規模別にみると、規模が大きくなるほど、「作成している」とする割合が高い。30人未満の内訳でみると、「10～30人未満」で 88.0%となっており、就業規則作成義務がない 10人未満では、「5～10人未満」で 71.6%、「1～5人未満」で 63.3%となっている（表 6）。

就業規則作成企業のなかで、パート等非正社員専用の就業規則を作成している企業割合は 40.8%である。これをパートタイム労働者規模別にみると、規模が大きくなるほど作成している割合は高くなる（表 7）。

表 6：就業規則の作成の有無（単位＝％）

	n	作成している	作成していない	不明	
計	7,409	79.3	18.4	2.3	
<産業>					
鉱業、採石業、砂利採取業	106	87.7	11.3	0.9	
建設業	1,382	72.9	25.0	2.0	
製造業	930	86.5	12.5	1.1	
電気・ガス・水道・熱供給業	150	90.0	9.3	0.7	
情報通信業	130	85.4	13.8	0.8	
運輸業、郵便業	245	95.5	3.7	0.8	
卸売業、小売業	1,698	75.7	22.8	1.5	
金融業、保険業	155	79.4	19.4	1.3	
不動産業、物品賃貸業	622	65.4	32.6	1.9	
学術研究、専門・技術サービス業	81	77.8	22.2	0.0	
宿泊業、飲食サービス業	170	87.1	11.8	1.2	
生活関連サービス業、娯楽業	136	84.6	14.0	1.5	
教育、学習支援業	173	86.1	9.8	4.0	
医療、福祉	291	88.7	9.6	1.7	
複合サービス事業	532	91.4	7.0	1.7	
その他サービス業	493	83.0	15.4	1.6	
その他	19	68.4	31.6	0.0	
<企業全体の全常用労働者数>					
300人以上	165	98.8	0.6	0.6	
100～300人未満	360	97.8	1.1	1.1	
30～100人未満	1,091	93.9	4.4	1.7	
30人未満	5,793	74.9	22.6	2.5	
300人未満 の内訳	10～30人未満	2,038	88.0	9.8	2.2
	5～10人未満	2,026	71.6	25.7	2.8
	1～5人未満	1,729	63.3	34.1	2.7

表 7：パート等非正社員専用の就業規則の作成

	n	ある	ない	不明	
計	5,877	40.8	53.9	5.4	
<産業>					
鉱業、採石業、砂利採取業	93	22.6	74.2	3.2	
建設業	1,008	22.6	70.4	6.9	
製造業	804	45.1	49.9	5.0	
電気・ガス・水道・熱供給業	135	40.0	53.3	6.7	
情報通信業	111	40.5	57.7	1.8	
運輸業、郵便業	234	44.0	52.6	3.4	
卸売業、小売業	1,286	43.2	51.0	5.8	
金融業、保険業	123	44.7	50.4	4.9	
不動産業、物品賃貸業	407	42.3	53.1	4.7	
学術研究、専門・技術サービス業	63	27.0	71.4	1.6	
宿泊業、飲食サービス業	148	75.0	20.9	4.1	
生活関連サービス業、娯楽業	115	60.9	35.7	3.5	
教育、学習支援業	149	53.0	40.9	6.0	
医療、福祉	258	47.7	45.7	6.6	
複合サービス事業	486	38.1	56.8	5.1	
その他サービス業	409	48.2	46.9	4.9	
その他	13	15.4	84.6	0.0	
<パートタイム労働者数>					
300人以上	76	96.1	1.3	2.6	
100～300人未満	140	82.9	14.3	2.9	
30～100人未満	326	73.3	23.3	3.4	
30人未満	5,140	37.3	57.2	5.5	
300人未満 の内訳	10～30人未満	503	64.4	30.2	5.4
	5～10人未満	413	56.7	39.0	4.4
	1～5人未満	1,548	45.0	49.7	5.3
	0人	2,676	24.7	69.5	5.8

第2章 諸手当制度

1. 諸手当制度の有無

(1)調査方法

調査では、諸手当の制度（慣行を含む）の有無について、図表 1-1 の諸手当項目ごとの支給条件、算定方法を明記したうえで、(a)期間を定めずに雇われている常用労働者、(b)パートタイム労働者ごとに尋ねている（詳しくは巻末の調査票参照）。諸手当項目の各名称は、企業で呼称が様々であることから、支給条件と算定方法の定義を加えることで、各項目の名称に「など」を付す形で表記している。例えば、「業績手当」では、「奨励金」「奨励手当」など様々な呼称を総称して「業績手当など」と表記する。

図表 1-1：調査票上の諸手当の項目と支給条件、算定方法

項目	支給条件、算定方法
業績手当など（個人、部門・グループ、会社別）	労働者個人、部門・グループを単位として達成した労働の量的成果及び会社全体として達成した業績に対して支給
勤務役付手当など	管理、監督などの職制上の地位にある者に支給
特殊作業手当など	危険、有害業務などの特殊な作業環境において勤務する者に支給
特殊勤務手当など	通常の労働者と異なる交替制勤務などの特殊な勤務についている者に支給
技能手当、技術（資格）手当など	特定の技能、検定資格などを有する者に支給
精皆勤手当、出勤手当など	出勤奨励のため出勤日数を基準として支給
通勤手当など	通勤費の全額又は一部支給（定期券で支給している場合も含む。）
生活家族手当、扶養手当、育児支援手当など	配偶者、子供等の人数・年齢に応じて支給（扶養の有無を問わない。）
地域手当、勤務地手当など	特定地域に勤務又は居住している者に、物価格差を補うために支給
住宅手当など	住宅費（持ち家に係る費用、賃貸住宅の家賃等）の補助として支給
単身赴任手当、別居手当など	単身赴任等で、家族と別居している者に支給
上記以外の生活手当	生活補助として支給するもので上記4つの生活手当に該当しないもの（寒冷地手当、食事手当など）
調整手当など	諸事由により生じた賃金不均衡を調整し、均衡を図るために支給
上記のいずれにも該当しないもの（例：税、社会保険料など労働者負担相当分を事業主が負担するもの）	

(2)諸手当制度の有無（全数対象集計の場合）

1)期間を定めずに雇われている常用労働者の諸手当制度の有無（全数対象集計の場合）

期間を定めずに雇われている常用労働者の諸手当の制度の有無について、制度があるとする企業割合³をみると、「通勤手当など」が 84.6%ともっとも高く、次いで、「役付手当など」62.8%、「家族手当、扶養手当、育児支援手当など」44.6%などとなっている（図表 1-2）。

期間を定めずに雇われている常用労働者規模別にみると、規模が大きくなるほど、「精皆勤手当、出勤手当など」を除き、いずれの諸手当制度の割合もおおむね高くなる（11 頁図表 1-4 参照）。

³ 調査票では、(a)期間を定めずに雇われている常用労働者、(b)パートタイム労働者ごとに、各種手当の有無を尋ねているが、該当する者がいない場合、空欄とするよう記入を指示している（ただし、調査時点で該当者がいない場合でも、制度がある場合には「有」と回答するよう指示）。そのため、諸手当の有無のいずれにも記入のない、図表 1-2（図表 1-4 も同様）にある「不明」は、設問上、期間を定めずに雇われている常用労働者がいないことを意味する（ただし、回答拒否による無回答が含まれている可能性もある）。

図表 1-2：期間を定めずに雇われている常用労働者の諸手当の制度がある企業割合
(n=7409、単位=%) (全数対象)

	諸手当がある企業割合													不明	
	業績手当など (個人、部 門・グループ、会社別)	役付手当など	特殊作業手当など	特殊勤務手当など	技能手当、技術(資格) 手当など	精皆勤手当、出勤手当 など	通勤手当など	家族手当、扶養手当、 育児支援手当など	地域手当、勤務地手当 など	住宅手当など	単身赴任手当、 別居手 当など	上記以外の生活手当	調整手当など		上記のいずれにも該当し ないもの
期間を定めずに雇われている常用労働者	28.4	62.8	9.7	12.7	33.9	21.3	84.6	44.6	8.2	30.4	10.9	12.1	18.3	4.8	4.6

2) パートタイム労働者の諸手当制度の有無 (全数対象集計の場合)

パートタイム労働者の諸手当の制度の有無について、制度があるとする企業割合は、「通勤手当など」のみが 42.5%と高く、そのほかの手当がある企業割合は少ない⁴ (図表 1-3)。

パートタイム労働者規模別にみると、規模が大きくなるほど、「通勤手当など」「役付手当など」「技能手当、技術(資格)手当など」「業績手当など」などの割合がおおむね高い(12頁図表 1-5)。

図表 1-3：パートタイム労働者の諸手当の制度がある企業割合 (n=7409、単位=%)
(全数対象)

	諸手当がある企業割合													不明	
	業績手当など (個人、社 別)	役付手当など	特殊作業手当など	特殊勤務手当など	技能手当、技術(資 格)手当など	精皆勤手当、出勤手当 など	通勤手当など	家族手当、扶養手当、 育児支援手当など	地域手当、勤務地手当 など	住宅手当など	単身赴任手当、 別居手 当など	上記以外の生活手当	調整手当など		上記のいずれにも該当 しないもの
パートタイム労働者	8.2	5.6	1.9	3.1	5.8	4.7	42.5	2.1	0.6	1.1	0.5	2.3	2.6	1.7	44.0

⁴ 先述の注3で示したとおり、本設問の「不明」は、該当者がいないことを意味する(ただし、一部に回答拒否による無回答が含まれる可能性もある)。そのため、図表 1-3 (図表 1-5も同様)の「不明」は、ほとんどがパートタイム労働者がいない企業と考えられる。

図表 1-4：期間を定めずに雇われている常用労働者の諸手当制度がある企業の割合（単位＝％、全数対象）

全企業	業 績 手 当 金 額 （ 個 別 ）	勤 務 手 当 金 (計)				役 付 手 当 金 等	特 殊 作 業 手 当 金 等	特 殊 勤 務 手 当 金 等	技 術 手 当 金 等	精 神 的 手 当 金 等	通 勤 手 当 金 等	生 活 手 当 金 (計)	家 族 手 当 金 等 支 援 費 等	地 域 手 当 金 等 勤 務 手 当 金 等	住 宅 手 当 金 等	別 居 手 当 金 等	上 記 以 外 の 生 活 手 当 金 等	調 整 手 当 金 等	該 当 不 明
		業 績 手 当 金 等	勤 務 手 当 金 等	特 殊 勤 務 手 当 金 等	技 術 手 当 金 等														
計	7,409	28.4	69.6	62.8	9.7	12.7	33.9	21.3	84.6	54.9	44.6	8.2	30.4	10.9	12.1	18.3	4.8	4.6	
<産業>																			
建設業	106	9.4	73.6	67.9	24.5	14.2	50.0	36.8	76.4	50.0	40.6	3.8	17.9	6.6	12.3	18.9	3.8	5.7	
製造業	1,382	30.7	66.9	55.8	9.6	11.0	47.7	19.1	75.5	48.9	38.9	5.6	26.5	7.6	7.2	15.9	4.3	6.0	
電気・ガス・水道・熱供給業	930	24.4	71.7	66.1	13.3	18.5	30.8	36.6	88.0	64.8	54.7	8.8	34.3	15.3	16.8	19.1	5.8	3.3	
情報通信業	150	30.0	78.7	68.0	21.3	38.7	50.7	14.0	90.7	66.0	58.7	7.3	41.3	12.7	10.0	6.0	4.7		
運輸業、郵便業	130	31.5	60.8	55.4	3.8	14.6	21.5	8.5	88.5	46.9	33.1	10.0	30.8	12.3	10.0	19.2	3.8	5.4	
卸売業、小売業	245	32.7	80.4	73.9	20.4	24.9	40.8	31.4	92.2	68.6	57.6	20.4	36.7	22.4	18.8	26.1	3.3	2.9	
金融業、保険業	1,698	33.2	66.8	61.4	8.1	8.4	27.0	22.0	84.3	54.4	43.4	8.7	29.6	12.5	12.7	18.7	4.2	4.2	
不動産業、物品賃貸業	155	29.7	58.1	52.9	1.9	3.2	26.5	12.3	80.6	44.5	35.5	12.3	23.9	11.0	10.3	17.4	6.5	6.5	
学術研究、専門・技術サービス業	622	31.5	58.7	49.2	3.4	5.5	32.6	10.6	79.6	38.4	30.2	5.1	19.5	6.8	8.5	12.2	5.0	6.3	
宿泊業、飲食サービス業	81	24.7	66.7	59.3	6.2	7.4	21.0	8.6	93.8	63.0	43.2	7.4	35.8	8.2	9.9	23.5	4.9	4.9	
生活関連サービス業、娯楽業	170	35.9	84.1	82.9	4.1	13.5	23.5	15.3	90.0	51.2	32.4	8.2	30.0	8.2	15.9	23.5	7.6	3.5	
教育、学習支援業	136	27.2	73.5	72.1	7.4	21.3	27.9	30.1	80.9	52.9	36.0	5.9	36.8	5.9	11.8	24.3	2.9	7.4	
医療、福祉	173	22.5	72.8	68.8	5.8	9.8	23.1	8.7	90.8	57.8	49.1	9.2	44.5	8.7	8.7	17.9	6.9	6.4	
複合サービス事業	291	21.3	86.3	78.4	16.5	29.9	47.8	30.9	95.5	62.9	47.8	13.4	37.8	13.7	17.5	26.5	5.5	3.4	
その他サービス業	532	11.3	74.6	71.8	9.6	11.7	29.3	19.0	91.2	63.3	58.6	3.9	31.8	6.4	15.2	17.7	5.5	3.8	
その他	493	31.8	70.4	65.3	8.3	10.3	28.2	13.2	89.7	58.8	49.5	13.0	35.7	12.6	10.3	18.3	4.5	3.0	
<企業全体の全常用労働者数>	19	15.8	52.6	47.4	15.8	5.3	10.5	15.8	73.7	42.1	36.8	5.3	26.3	15.8	15.8	15.8	5.3	5.3	
300人以上	165	43.0	91.5	84.2	23.0	36.4	46.1	9.7	98.2	84.8	61.2	33.3	53.3	51.5	26.1	50.3	4.8	0.6	
100～300人未満	360	39.4	90.6	88.3	18.3	28.3	41.9	18.6	96.9	81.9	61.9	20.8	52.5	36.7	19.4	40.3	7.8	1.4	
30～100人未満	1,091	33.2	85.6	81.6	13.7	21.2	40.5	23.1	92.4	68.4	56.5	12.4	41.9	20.3	17.2	24.9	5.3	2.2	
30人未満	5,793	26.3	64.6	57.1	8.0	9.5	31.7	21.5	82.0	49.8	40.5	6.0	26.2	6.4	10.3	14.8	4.5	5.4	
内未 0	2,038	30.0	77.6	71.1	11.9	13.5	38.8	25.9	87.6	60.4	49.2	8.4	33.0	10.1	11.5	19.8	5.3	4.3	
1～5人未満	2,026	28.0	63.0	54.0	7.4	8.6	32.8	22.1	81.3	49.3	39.6	5.1	25.1	4.6	11.5	13.6	4.0	5.1	
5～10人未満	1,729	20.1	51.1	44.1	4.3	5.8	22.3	15.6	76.2	37.9	31.2	4.1	19.5	4.1	7.3	10.3	4.0	6.9	
<期間を定めずに雇われている常用労働者数>	82	47.6	92.7	80.5	30.5	51.2	52.4	7.3	98.8	92.7	64.6	52.4	58.5	73.2	42.7	53.7	6.1	0.0	
300人以上	214	42.5	91.1	87.9	21.0	32.7	49.5	22.0	98.6	88.3	72.0	26.2	57.9	47.2	23.4	47.7	7.9	0.0	
100～300人未満	729	35.7	89.8	85.7	17.6	25.2	44.2	21.4	95.5	76.8	63.4	18.1	48.1	28.9	19.5	31.4	4.9	0.0	
30～100人未満	6,126	27.6	68.0	60.7	8.3	10.4	32.8	22.0	85.5	52.1	42.4	6.1	27.8	7.0	10.8	15.9	4.8	3.3	
30人未満	1,661	33.2	86.4	80.7	12.8	17.2	43.6	25.7	95.3	69.0	57.2	9.8	39.6	13.5	12.9	23.8	5.7	0.5	
内未 0	1,837	30.2	70.7	62.2	8.4	9.7	35.0	23.9	87.9	53.9	43.1	5.9	27.9	5.7	13.0	16.2	4.8	0.8	
1～5人未満	2,356	23.7	58.5	50.5	5.8	7.0	26.0	19.5	84.6	42.9	35.1	4.1	21.5	4.1	8.5	11.2	4.5	1.2	
5～10人未満	272	9.6	19.5	16.2	2.9	3.7	11.8	7.4	17.6	16.2	11.0	2.2	8.5	1.5	3.3	6.3	2.6	55.9	
10人未満	77	48.1	92.2	85.7	18.2	26.2	42.9	7.8	100.0	85.7	59.7	33.8	57.1	46.8	20.8	51.9	2.6	0.0	
<パートタイム労働者数>	142	35.9	91.5	88.7	12.7	18.2	35.2	19.0	97.9	78.2	59.9	19.0	45.8	31.0	15.5	40.1	4.2	1.4	
300人以上	350	31.7	83.1	80.9	13.4	18.6	35.1	12.7	89.7	63.7	50.6	11.1	40.3	14.6	16.6	24.0	8.3	4.6	
100～300人未満	6,546	27.9	68.9	61.8	9.4	12.3	34.0	21.8	84.7	54.1	44.2	7.7	29.6	10.1	11.9	17.4	4.8	4.4	
30～100人未満	563	28.6	81.2	76.0	11.4	18.1	35.2	26.3	87.7	56.7	46.5	6.6	31.6	11.5	11.5	22.4	7.5	4.1	
30人未満	3	10～30人未満	28.4	75.1	69.4	10.8	16.9	35.7	88.2	50.0	10.2	31.8	12.9	13.1	22.2	4.1	4.1	4.1	
内未 0	2,029	29.7	67.6	60.0	9.9	13.1	34.6	23.3	81.8	53.8	44.8	7.1	29.1	9.9	11.7	16.7	4.7	6.5	
1～5人未満	3,444	26.7	66.7	59.4	8.6	10.2	33.2	19.2	85.5	53.0	42.6	7.8	29.3	9.6	11.8	16.2	4.5	3.3	

※「勤務手当(計)」は、「役付手当など」「特殊勤務手当など」「特殊作業手当など」「勤務手当、勤務地手当など」「地域手当、勤務手当など」「住宅手当など」「単身赴任手当、技術(資格)手当など」のいずれかを選択した企業を集計。「生活手当(計)」は、「家族手当、扶養手当、育児支援手当など」「上記以外の生活手当」のいずれかを選択した企業を集計。

図表 1-5：パートタイム労働者の諸手当制度がある企業の割合（単位＝％、全数対象）

業種	全企業	勤務手当（計）						生活手当（計）						調整手当など	当上し記のいずのものにも該	不明	
		役付手当など	特殊作業手当など	特殊勤務手当など	技能（資格）手当など	当精など勤手出勤手	通勤手当など	住宅手当など	居手身赴任手当別	上記以外の生活手							
計	7,409	11.6	5.6	1.9	3.1	5.8	4.7	42.5	5.0	2.1	0.6	1.1	0.5	2.3	2.6	1.7	44.0
<産業>																	
建設業	106	9.4	3.8	2.8	2.8	7.5	1.9	23.6	2.8	0.9	0.0	0.0	0.0	2.8	0.9	1.9	55.7
製造業	1,382	3.5	1.0	0.7	1.2	2.7	2.3	27.0	2.0	1.2	0.3	0.7	0.5	0.5	0.9	0.9	60.2
電気・ガス・水道・熱供給業	930	8.8	15.4	8.1	3.2	4.5	12.6	52.5	9.5	4.0	0.8	1.4	1.3	5.3	2.3	2.9	32.2
情報通信業	150	4.0	6.7	2.0	4.7	3.3	4.0	24.7	5.3	2.7	0.0	0.7	1.3	2.0	2.0	1.3	65.3
運輸業、郵便業	130	5.4	4.6	2.3	0.0	1.5	0.8	37.7	3.8	0.8	0.0	1.5	0.0	2.3	3.1	0.8	50.0
卸売業、小売業	245	8.2	12.7	6.5	2.9	5.3	5.3	44.5	5.3	2.4	1.6	1.6	0.8	0.8	4.9	1.2	38.8
金融業、保険業	1,698	11.5	14.7	7.7	1.9	7.7	4.1	44.1	5.2	2.5	0.7	1.4	0.6	2.2	3.3	1.6	38.8
不動産業、物品賃貸業	155	10.3	9.7	1.9	0.6	8.4	3.9	40.6	3.2	0.0	1.3	0.0	1.9	1.3	2.6	1.3	49.0
学術研究、専門・技術サービス業	622	5.3	6.1	2.3	0.8	4.2	1.6	31.8	2.4	0.8	0.2	0.3	0.2	1.6	1.1	1.8	57.4
宿泊業、飲食サービス業	81	6.2	6.2	1.2	0.0	3.7	1.2	40.7	4.9	1.2	1.2	0.0	0.0	2.5	2.5	1.2	48.1
生活関連サービス業、娯楽業	170	32.9	27.1	2.4	8.2	8.8	9.4	75.3	9.4	1.2	1.8	0.6	0.0	5.9	7.1	2.9	7.1
教育、学習支援業	136	14.0	29.4	19.9	4.4	8.1	11.0	69.1	7.4	2.2	0.0	1.5	0.0	4.4	6.6	3.7	17.6
医療、福祉	173	10.4	9.2	3.5	2.3	4.0	0.6	68.2	2.3	0.6	0.6	0.0	0.6	0.6	2.3	2.9	23.1
複合サービス事業	291	10.7	26.8	6.5	3.8	12.0	7.2	69.8	13.7	4.8	1.4	3.1	0.0	6.5	7.2	2.4	26.5
その他サービス業	532	2.6	5.8	1.7	1.3	3.4	3.0	34.8	4.3	2.4	0.4	1.5	0.0	2.6	1.3	1.3	53.6
その他	493	10.5	13.2	7.1	2.2	7.5	4.1	49.5	3.7	1.4	0.6	0.8	0.6	0.6	2.6	1.4	37.5
その他	19	5.3	5.3	0.0	5.3	5.3	0.0	47.4	10.5	5.3	0.0	0.0	0.0	5.3	10.5	5.3	47.4
<企業全体の全常用労働者数>																	
300人以上	165	41.8	23.6	9.7	12.1	18.2	6.1	87.3	12.7	3.0	4.2	0.6	2.4	6.1	12.7	3.6	5.5
100～300人未満	360	31.9	18.0	5.6	9.7	11.4	13.3	80.0	8.9	2.5	1.9	1.7	1.4	5.3	6.4	3.6	8.1
30～100人未満	1,091	12.6	22.7	12.0	3.7	9.8	8.2	65.0	8.9	3.4	0.5	2.2	1.1	4.1	3.8	2.4	20.5
30人未満	5,793	7.3	3.1	1.1	1.6	4.4	3.4	34.6	3.8	1.8	0.4	0.8	0.3	1.7	1.9	1.4	51.7
内未3	110～30人未満	9.1	12.0	5.9	1.7	6.4	5.3	48.1	5.4	2.7	0.4	1.2	0.4	2.4	2.7	2.5	36.8
内未0	15～10人未満	6.1	2.0	1.0	1.4	3.9	3.3	33.3	4.2	2.0	0.4	0.8	0.3	1.8	1.9	1.1	52.5
歌満人	1～5人未満	3.2	0.9	0.5	0.6	2.4	1.4	20.3	1.5	0.5	0.3	0.4	0.3	0.8	1.0	0.5	68.2
<期間を定めないで雇われている常用労働者数>																	
300人以上	82	36.6	19.5	9.8	14.6	17.1	3.7	82.9	14.6	2.4	6.1	0.0	2.4	7.3	12.2	3.7	11.0
100～300人未満	214	26.6	9.3	4.7	8.9	12.1	11.7	80.8	8.9	2.3	1.4	1.9	1.4	6.1	5.6	4.2	12.1
30～100人未満	729	10.3	16.6	7.8	3.3	7.7	7.3	59.9	9.3	3.8	1.4	2.3	1.5	3.7	4.7	1.4	26.9
30人未満	6,126	7.6	10.1	4.9	2.3	5.3	4.1	38.7	4.3	1.9	0.4	0.9	0.4	2.0	2.2	1.6	47.9
内未3	10～30人未満	9.4	12.8	5.9	1.9	6.9	5.5	49.0	5.8	2.9	0.4	1.4	0.7	2.5	2.9	1.9	38.4
内未0	15～10人未満	7.3	10.0	4.9	1.7	2.3	4.0	37.1	4.8	2.0	0.5	1.0	0.1	2.4	2.2	1.9	49.0
歌満人	1～5人未満	6.7	8.6	4.5	1.2	5.3	3.2	34.3	3.0	1.1	0.4	0.6	0.3	1.4	1.9	1.2	52.2
内未0	1～5人未満	6.3	6.6	2.9	0.4	1.1	3.7	23.5	1.8	0.7	0.0	0.0	0.4	1.1	1.1	2.2	60.3
<パートタイム労働者数>																	
300人以上	77	53.2	36.4	13.0	9.1	24.7	9.1	92.2	14.3	2.6	9.1	1.3	2.6	5.2	20.8	2.6	0.0
100～300人未満	142	48.6	36.6	7.0	12.7	16.9	11.3	85.9	5.6	0.7	0.7	0.0	0.7	3.5	7.7	2.1	0.0
30～100人未満	350	20.0	42.3	25.4	8.0	12.9	14.6	84.3	9.1	2.6	0.6	0.9	0.3	6.0	5.1	6.9	0.9
30人未満	6,546	7.4	9.0	3.7	1.4	5.1	4.2	40.3	4.8	2.2	0.5	1.1	0.5	2.2	2.3	1.5	45.9
内未3	10～30人未満	17.6	32.1	17.9	4.4	12.8	13.1	79.9	9.4	2.8	1.2	2.0	0.4	4.1	4.6	5.0	2.0
内未0	15～10人未満	15.7	20.2	8.0	2.0	6.3	11.0	77.6	8.4	4.3	0.6	2.0	1.0	4.5	5.1	2.2	1.6
歌満人	1～5人未満	13.3	11.5	3.6	2.0	7.9	6.3	72.4	8.6	4.0	0.8	1.7	0.9	3.8	3.6	2.3	3.0
内未0	1～5人未満	1.0	2.1	0.8	0.4	1.3	0.8	9.3	1.3	0.7	0.2	0.5	0.3	0.5	0.7	0.3	84.9

※「勤務手当（計）」は、「役付手当など」「地域手当、勤務手当など」「特殊作業手当など」「特殊勤務手当など」「単身赴任手当など」「住宅手当など」「上記以外の生活手当」のいずれかを選択した企業を、当、扶養手当、育児支援手当などを選択した企業を集計。「生活手当（計）」は、「家族手当、育児支援手当、扶養手当、単身赴任手当、別居手当など」のいずれかを選択した企業を集計。「生活手当（計）」は、「家族手当、扶養手当、育児支援手当など」のいずれかを選択した企業を集計。

(3) 諸手当制度の有無（各就業形態で1人以上対象で集計する場合）

「期間を定めずに雇われている常用労働者」、「パートタイム労働者」の各就業形態が「いる」企業（1人以上いる企業）を対象に集計したところ⁵、諸手当制度がある割合は、期間を定めずに雇われている常用労働者がいる企業の場合、「通勤手当など」が89.8%ともっとも高く、次いで、「役付手当など」が66.2%、「家族手当、扶養手当、育児支援手当など」が47.0%などである。一方、パートタイム労働者がいる企業の場合、「通勤手当など」が76.4%ともっとも高く、次いで、「業績手当など」が15.4%、「役付手当など」が10.5%、「技能手当、技術（資格）手当など」が10.4%などとなっている（図表1-6）。

期間を定めずに雇われている常用労働者の諸手当制度について、期間を定めずに雇われている常用労働者規模別にみると、規模が大きくなるほど、「精皆勤手当、出勤手当など」を除き、いずれの諸手当制度の割合もおおむね高くなる。

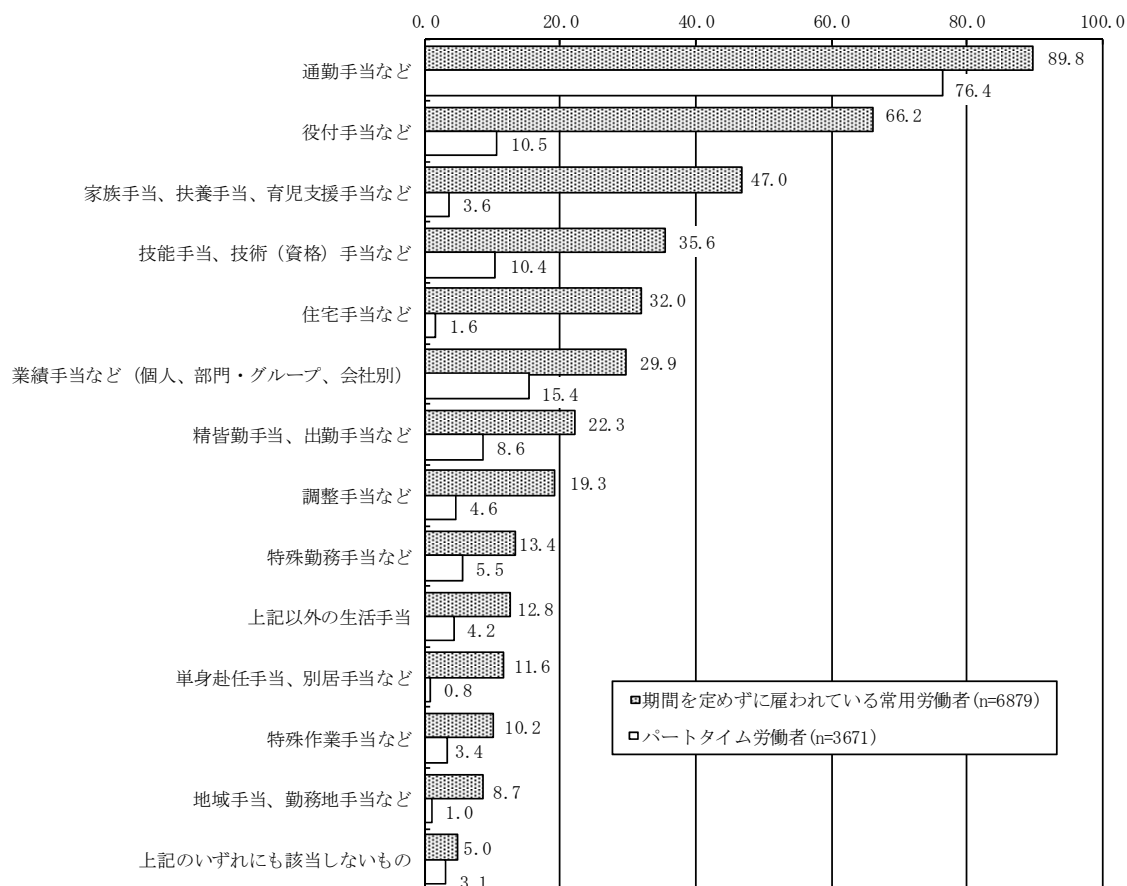
なお、「通勤手当など」について企業全体の全常用労働者規模別にみると、小規模企業にあたる30人未満企業でも、通勤手当制度がある割合は88.0%となっている（図表1-7）。

一方、パートタイム労働者の諸手当制度について、産業別にみると、「通勤手当など」では、「医療、福祉」（95.0%）、「教育、学習支援業」（88.8%）、「情報通信業」（87.5%）でとくに割合が高い。「役付手当など」が高いのは、「宿泊業、飲食サービス業」（29.0%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（25.0%）などである。「技能手当、技術（資格）手当など」が高いのは「医療、福祉」（26.9%）である。「業績手当など」が高いのは「宿泊業、飲食サービス業」（20.6%）、「金融業、保険業」（20.0%）、「卸売業、小売業」（19.3%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（18.3%）などである。パートタイム労働者規模別にみると、規模が大きくなるほど、「通勤手当など」「役付手当など」「技能手当、技術（資格）手当など」「業績手当など」などの割合がおおむね高い。

なお、「通勤手当など」について企業全体の全常用労働者規模別にみると、小規模企業にあたる30人未満企業でも、通勤手当制度がある割合は72.1%となっている（図表1-8）。

⁵ 先述のとおり、パートタイム労働者がいない企業割合は46.5%ある。そのような企業では、パートタイム労働者向けの諸手当制度がない可能性があるため、各就業形態で1人以上いる企業を対象に集計した。

図表 1-6：諸手当の制度がある企業割合（単位＝％）（1人以上対象）



※「期間を定めずに雇われている常用労働者」について、当該就業形態が1人以上の企業を対象に集計。「パートタイム労働者」について、当該就業形態が1人以上の企業を対象に集計。

図表 1-7：期間を定めずに雇われている常用労働者の諸手当制度がある企業の割合
(単位＝%、「期間を定めずに雇われている常用労働者がいる企業」対象)

全企業	業種別(個数)	勤務手当(計)	役付手当など	特別作業手当など	特別勤務手当など	技能手当、技術手当など	通勤手当など	生活手当(計)	手当など(育児、児童扶養)	地域手当、勤務手当など	住宅手当など	別居手当など	手当以外の生活	調整手当など	該当しないものも	不明
6,879	29.9	73.2	66.2	10.2	13.4	35.6	22.3	57.7	47.0	8.7	32.0	11.6	12.8	19.3	5.0	0.8
<産業>																
96	10.4	81.3	75.0	27.1	15.6	55.2	39.6	84.4	44.8	4.2	19.8	7.3	13.5	20.8	4.2	1.0
1,237	33.1	71.7	60.1	10.5	12.0	51.3	20.4	82.6	41.9	6.1	28.4	8.3	7.5	17.0	4.4	1.3
876	25.5	74.5	68.6	13.8	19.2	32.4	37.8	92.2	57.3	8.9	36.1	15.8	17.6	19.7	5.9	0.3
140	30.7	82.9	71.4	22.1	40.7	52.9	14.3	94.3	60.7	7.9	42.9	12.9	17.9	10.0	6.4	0.7
231	34.2	83.1	76.2	3.3	15.0	22.5	9.2	95.0	33.3	10.0	31.7	12.5	10.8	20.0	4.2	0.8
1,581	35.0	83.1	76.2	21.6	26.0	42.4	32.5	94.8	60.2	21.6	37.7	23.8	19.9	27.3	3.5	0.4
144	31.9	61.8	56.3	2.1	3.5	28.5	13.2	86.1	38.2	13.2	25.7	11.8	11.1	18.8	6.3	1.4
563	33.6	62.7	52.4	3.6	5.7	35.2	11.2	86.1	32.3	5.5	19.9	7.5	9.2	13.5	5.3	1.1
77	26.0	70.1	62.3	6.5	7.8	22.1	9.1	98.7	45.5	7.8	37.7	15.6	10.4	24.7	5.2	0.0
166	36.7	85.5	84.3	4.2	13.9	23.5	15.1	92.2	51.8	8.4	30.7	8.4	15.7	24.1	7.8	1.8
124	29.8	80.6	79.0	8.1	23.4	30.6	33.1	88.7	39.5	6.5	40.3	6.5	12.9	26.6	3.2	0.0
162	24.1	77.8	73.5	6.2	10.5	24.7	9.3	96.9	61.7	9.9	47.5	9.3	9.3	19.1	7.4	0.0
282	22.0	88.7	80.5	16.7	30.9	49.3	31.9	98.2	48.9	13.8	39.0	13.8	18.1	27.3	5.7	0.7
507	11.6	77.9	75.0	9.7	11.8	30.4	19.7	94.9	60.9	4.1	32.9	6.5	16.0	18.3	5.7	0.8
465	32.9	73.1	68.2	8.4	10.8	29.0	13.1	94.2	52.0	13.5	37.4	13.3	11.0	19.4	4.7	0.0
16	12.5	62.5	56.3	18.8	6.3	12.5	18.8	81.3	37.5	6.3	31.3	18.8	18.8	12.5	6.3	0.0
<企業全体の全常用労働者数>																
162	43.2	92.0	84.6	22.2	36.4	46.9	9.9	98.8	61.1	34.0	53.7	51.2	26.5	50.6	4.9	0.0
353	39.9	91.8	89.5	18.7	28.9	42.2	18.7	98.3	68.6	21.2	53.5	37.1	19.8	40.5	7.9	0.0
1,058	34.2	87.6	83.5	14.1	21.6	41.6	23.5	94.8	58.0	12.7	43.0	20.9	17.8	25.5	5.4	0.0
5,306	27.9	86.6	60.6	8.5	10.1	33.7	22.7	88.0	52.7	6.3	27.7	6.8	10.9	15.8	4.7	1.0
1,924	31.1	80.7	73.9	12.2	14.0	40.1	26.8	91.7	62.8	8.8	34.4	10.6	12.1	20.5	5.7	0.7
1,864	29.5	66.5	57.0	7.8	9.1	34.5	23.2	87.0	41.7	5.2	26.2	4.8	12.2	14.4	4.3	1.0
1,518	22.0	55.8	48.2	4.6	6.3	24.4	16.7	84.6	34.2	4.5	21.0	4.6	7.9	11.3	4.1	1.3
<期間を定めずに雇われている常用労働者数>																
82	47.6	92.7	80.5	30.5	51.2	52.4	7.3	98.8	92.7	52.4	58.5	73.2	42.7	53.7	6.1	0.0
214	42.5	91.1	87.9	21.0	32.7	49.5	22.0	98.6	88.3	26.2	57.9	47.2	23.4	47.7	7.9	0.0
729	35.7	89.8	85.7	17.6	25.2	44.2	21.4	95.5	76.8	18.1	48.1	28.9	19.5	31.4	4.9	0.0
5,854	28.4	70.2	62.8	8.6	10.7	33.8	22.6	88.7	53.8	6.3	28.6	7.3	11.2	16.3	4.9	0.9
1,661	33.2	86.4	80.7	12.8	17.2	43.6	25.7	95.3	69.0	9.8	39.6	13.5	12.9	23.8	5.7	0.5
1,837	30.2	70.7	62.2	8.4	9.7	35.0	23.9	87.9	53.9	5.9	27.9	5.7	13.0	16.2	4.8	0.8
2,356	23.7	58.5	50.5	5.8	7.0	26.0	19.5	84.6	42.9	4.1	21.5	4.1	8.5	11.2	4.5	1.2
<パートタイム労働者数>																
77	48.1	92.2	85.7	18.2	18.2	42.9	7.8	100.0	59.7	33.8	57.1	46.8	20.8	51.9	2.6	0.0
139	36.0	92.8	89.9	12.9	26.6	35.3	12.2	99.3	79.1	19.4	46.8	30.9	15.8	40.3	4.3	0.0
330	33.6	87.0	84.5	14.2	18.8	37.3	20.6	94.8	67.3	11.5	42.7	15.5	17.6	25.2	8.8	0.0
6,133	29.3	72.3	64.9	9.9	12.9	35.6	22.7	89.3	56.7	8.1	31.0	10.7	12.5	18.2	5.0	0.8
537	29.6	84.2	79.0	11.9	19.0	36.5	27.6	91.4	58.7	6.9	32.6	12.1	12.1	23.3	7.8	0.4
485	29.5	78.6	72.8	11.1	17.5	37.1	29.7	92.4	62.5	10.7	32.8	13.4	13.8	23.1	4.3	0.6
1,856	31.9	72.5	64.5	10.7	14.1	37.1	24.9	87.9	57.8	7.6	30.3	10.7	12.7	18.3	5.0	1.1
3,255	27.8	69.2	61.6	8.9	10.5	34.3	19.7	89.3	54.9	8.1	30.4	10.1	12.3	16.7	4.6	0.7

※「期間を定めずに雇われている常用労働者」が1人以上いる企業を対象に集計。「生活手当(計)」は、「家族手当、扶養手当、育児支援手当など」「地域手当、勤務手当など」「住宅手当など」「単身赴任手当、別居手当など」「上記以外の生活手当」のいずれかを選択した企業を集計。「調整手当」は、「技能手当、技術(資格)手当」

図表 1-8：パートタイム労働者の諸手当制度がある企業の割合（単位＝%、「パートタイム労働者がいる企業」対象）

業種	全企業	労働手当（計）				役付手当など	ど特殊作業手当な	ど特殊勤務手当な	ど（技能手当、資格手当）	手精当など出勤	通勤手当など	生活手当（計）	手当など育児支援	地域手当、勤務	住宅手当など	別居手当など	手当以外の生活	調整手当など	該当しないものも	不明
		業種別	継続手当など（個）	手当（計）	手当（計）															
計	3,671	15.4	21.1	10.5	3.4	5.5	10.4	8.6	76.4	8.8	3.6	1.0	1.6	0.8	4.2	4.6	3.1	2.2		
<産業>																				
鉱業、採石業、砂利採取業	38	2.6	15.8	5.3	5.3	7.9	13.2	2.6	52.6	5.3	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	2.6	5.3	5.3	
建設業	447	11.4	8.7	2.5	1.8	2.7	6.5	6.0	69.4	5.1	3.4	0.4	1.3	1.1	1.3	2.2	2.2	2.2	3.8	
製造業	589	13.4	22.8	12.4	4.9	6.5	7.5	19.2	77.1	12.9	5.1	1.0	1.7	1.2	7.5	3.1	3.1	4.4	2.5	
電気・ガス・水道・熱供給業	46	8.7	15.2	4.3	10.9	8.7	6.5	2.2	65.2	10.9	4.3	0.0	2.2	2.2	2.2	6.5	6.5	4.3	8.7	
情報通信業	48	14.6	12.5	6.3	0.0	4.2	2.1	4.2	87.5	8.3	2.1	0.0	4.2	0.0	4.2	8.3	2.1	2.1	0.0	
運輸業、郵便業	130	14.6	22.3	11.5	5.4	8.5	9.2	9.2	76.9	9.2	4.6	3.1	2.3	1.5	4.5	8.5	2.3	2.3	0.0	
卸売業、小売業	957	19.3	24.2	13.0	3.0	4.0	12.5	6.7	71.4	8.3	3.9	0.9	1.9	0.8	3.6	5.1	2.4	2.4	2.3	
金融業、保険業	65	20.0	18.5	4.6	1.5	3.1	15.4	6.2	81.5	6.2	0.0	1.5	0.0	3.1	1.5	4.6	1.5	1.5	3.1	
不動産業、物品賃貸業	210	14.3	14.8	5.2	1.4	1.9	10.0	3.3	76.7	5.7	1.9	0.5	0.5	0.0	3.8	1.9	4.8	4.8	3.3	
学術研究、専門・技術サービス業	36	13.9	11.1	2.8	0.0	0.0	8.3	2.8	80.6	11.1	2.8	2.8	0.0	0.0	5.6	5.6	7.1	7.1	2.8	
宿泊業、飲食サービス業	155	20.6	35.5	29.0	2.6	9.0	9.7	10.3	80.6	10.3	1.3	1.9	0.6	0.0	6.5	7.1	3.2	3.2	0.6	
生活関連サービス業、娯楽業	104	18.3	37.5	25.0	5.8	11.5	10.6	14.4	85.6	9.6	2.9	0.0	1.9	0.0	5.8	8.7	3.8	3.8	0.0	
教育、学習支援業	125	14.4	12.8	4.8	3.2	4.8	5.6	0.8	88.8	3.2	0.8	0.8	0.0	0.8	0.8	3.2	4.0	4.0	1.6	
医療、福祉	201	14.9	36.3	8.5	4.5	16.4	26.9	9.5	95.0	17.9	5.5	2.0	4.0	0.0	8.0	10.0	3.5	3.5	0.5	
複合サービス事業	202	6.9	13.9	4.5	3.0	3.5	7.9	6.9	76.2	8.4	5.0	1.0	3.0	0.0	6.4	3.0	3.5	3.5	0.5	
その他サービス業	263	17.5	20.9	11.0	3.4	4.2	11.4	6.8	77.9	6.1	2.3	1.1	0.8	1.1	1.1	3.8	2.3	2.3	2.3	
その他	9	11.1	11.1	11.1	0.0	11.1	11.1	0.0	88.9	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	11.1	11.1	11.1	0.0	
<企業全体の全常用労働者数>																				
300人以上	151	18.5	43.7	25.2	9.3	11.9	19.2	6.6	92.1	12.6	2.6	4.6	0.7	2.0	6.0	13.2	4.0	4.0	0.0	
100～300人未満	313	18.2	35.1	20.4	6.4	10.9	12.8	15.0	86.9	9.6	2.9	1.9	1.6	1.6	6.1	7.0	4.2	4.2	0.0	
30～100人未満	830	16.3	28.9	15.2	4.7	8.0	12.4	10.2	81.7	11.0	4.1	0.6	2.4	1.1	5.3	4.6	2.9	2.9	1.4	
30人未満	2,377	14.5	15.1	6.6	2.1	3.1	8.9	7.4	72.1	7.7	3.5	0.8	1.4	0.5	3.4	3.8	3.0	3.0	2.9	
3 10～30人未満	1,155	14.9	19.2	9.7	2.4	3.9	10.3	8.6	76.7	8.6	4.0	0.7	1.6	0.4	4.0	4.2	4.1	4.1	1.9	
内未 0 5～10人未満	830	14.6	11.9	4.1	1.8	2.8	7.7	6.7	69.9	8.7	4.3	1.0	1.6	0.5	3.5	4.0	2.4	2.4	4.3	
内未 1～5人未満	392	13.3	9.9	2.8	1.8	1.5	7.1	5.1	63.3	2.8	0.5	0.8	0.5	0.8	1.5	2.3	1.0	1.0	3.1	
<期間を定めずに雇われている常用労働者数>																				
300人以上	70	15.7	41.4	21.4	10.0	15.7	18.6	4.3	92.9	17.1	2.9	7.1	0.0	2.9	8.6	14.3	4.3	4.3	0.0	
100～300人未満	173	17.9	30.6	10.4	5.8	10.4	14.5	13.9	92.5	9.8	2.9	1.2	1.7	1.7	7.5	6.4	5.2	5.2	0.0	
30～100人未満	490	14.9	23.5	10.8	4.7	8.0	11.0	10.2	83.1	12.7	5.1	1.8	2.7	1.6	5.3	6.3	1.8	1.8	0.8	
30人未満	2,779	15.6	19.8	10.2	2.8	4.4	10.1	8.2	74.7	8.0	3.3	0.7	1.5	0.6	3.8	4.1	3.2	3.2	2.5	
3 10～30人未満	902	16.0	21.3	10.1	2.8	5.5	11.6	9.2	81.0	9.5	4.3	0.6	2.0	0.9	4.3	4.7	3.2	3.2	1.3	
内未 0 5～10人未満	818	15.0	19.8	10.5	3.3	4.5	10.0	7.8	73.0	9.5	4.2	1.1	2.0	0.1	4.5	4.5	3.8	3.8	2.9	
内未 1～5人未満	971	15.3	18.6	10.3	2.7	3.2	8.8	8.2	71.4	5.7	2.1	0.6	0.9	0.6	2.7	3.4	2.5	2.5	3.3	
内未 10人	88	19.3	18.2	6.8	0.0	3.4	9.1	1.1	62.5	3.4	0.0	0.0	0.0	1.1	3.4	2.3	5.7	5.7	2.3	
<パートタイム労働者数>																				
300人以上	77	20.8	53.2	36.4	13.0	9.1	24.7	9.1	92.2	14.3	2.6	9.1	1.3	2.6	5.2	20.8	2.6	2.6	0.0	
100～300人未満	142	21.1	48.6	36.6	7.0	12.7	16.9	11.3	85.9	5.6	0.7	0.7	0.0	0.7	3.5	7.7	2.1	2.1	0.0	
30～100人未満	350	20.0	42.3	25.4	8.0	12.9	14.6	13.1	84.3	9.1	2.6	0.6	0.9	0.3	6.0	5.1	6.9	6.9	0.9	
30人未満	3,102	14.5	16.7	7.0	2.4	4.2	9.3	8.0	74.6	8.7	3.8	0.9	1.8	0.8	4.0	4.0	2.7	2.7	2.5	
3 10～30人未満	563	17.6	32.1	17.9	4.4	7.5	12.8	13.1	79.9	9.4	2.8	1.2	2.0	0.4	4.1	4.6	5.0	5.0	2.0	
内未 0 5～10人未満	510	15.7	20.2	8.0	2.0	6.3	11.0	9.0	77.6	8.4	4.3	0.6	2.0	1.0	4.5	5.1	2.2	2.2	1.6	
内未 1～5人未満	2,029	13.3	11.5	3.6	2.0	2.8	7.9	6.3	72.4	8.6	4.0	0.8	1.7	0.9	3.8	3.6	2.3	2.3	3.0	

※「パートタイム労働者」が1人以上いる企業を対象に集計。「勤務手当（計）」は、「夜付手当など」「特殊作業手当など」「特殊勤務手当など」「技能手当、技術（資格）手当など」のいずれかを選択した企業を集計。「生活手当（計）」は、「家族手当、扶養手当、育児支援手当など」「地域手当、勤務手当など」「住宅手当など」「単身赴任手当、別居手当など」「上記以外の生活手当」のいずれかを選択した企業を集計。

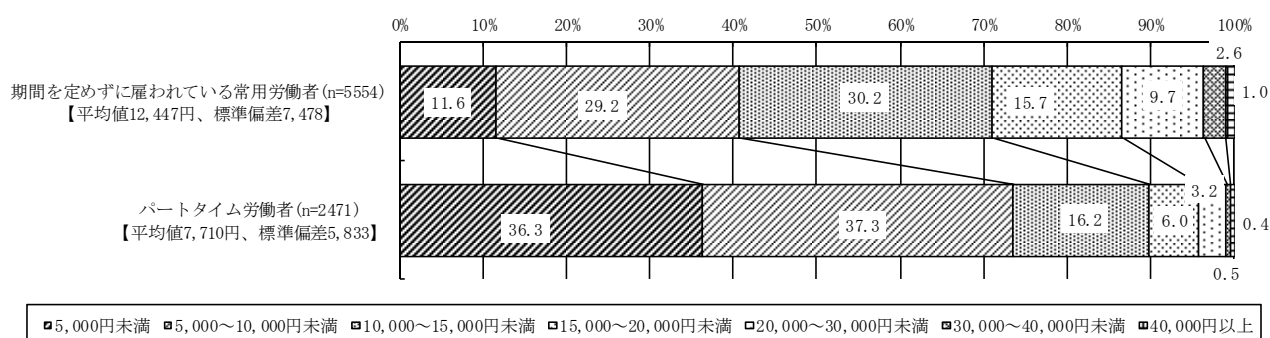
2. 通勤手当の支給金額（1人あたりの支給金額／月）

調査では、期間を定めずに雇われている常用労働者とパートタイム労働者それぞれの「通勤手当」がある企業を対象に、前月（直近月）の通勤手当を支給している実支給者数及び、実支給者に支払っている支給総額について尋ねている⁶。1人あたりの通勤手当の支給金額（＝支給総額／実支給者数）を算出したところ、期間を定めずに雇われている常用労働者の平均値は12,447円である。一方、パートタイム労働者の平均値は7,710円となっている（図表2-1）。

期間を定めずに雇われている常用労働者の通勤手当の支給金額について、期間を定めずに雇われている常用労働者規模別にみると、支給金額の平均値は規模によってほとんど差はみられない（図表2-2）。

パートタイム労働者の通勤手当の支給金額について、パートタイム労働者規模別にみても、規模によって支給金額に差はみられない（図表2-3）。

図表 2-1：月単位の1人あたりの通勤手当の支給金額（支給総額／実支給者数）



※1人あたりの支給金額＝支給総額／実支給者数。期間を定めずに雇われている常用労働者、パートタイム労働者それぞれについて「通勤手当など」がある企業を対象に「該当者がいない」、不明を除き集計。

⁶ 設問では、通勤手当の支給を半年や1年単位で行っている場合、月換算での回答を求めている。また、通勤手当には定期券で支給する場合や、自動車等のガソリン代などが含まれていることも注記している。

図表 2-2：期間を定めずに雇われている常用労働者の月単位の1人あたりの通勤手当の支給金額
(支給総額/実支給者数)

	n	5 0 0 0 円 未 満	1 0 0 0 0 円 未 満	1 5 1 0 0 0 円 未 満	2 0 1 0 0 0 円 未 満	3 0 2 0 0 0 円 未 満	4 0 3 0 0 0 円 未 満	4 0 0 0 0 円 以 上	n	平均 (円)	標準 偏差
計	5,554	11.6	29.2	30.2	15.7	9.7	2.6	1.0	5,554	12,447	7,478
<産業>											
鉱業、採石業、砂利採取業	72	19.4	41.7	23.6	5.6	6.9	2.8	0.0	72	10,298	6,890
建設業	898	10.0	25.2	29.6	16.1	12.7	4.1	2.2	898	13,780	8,629
製造業	743	15.3	38.1	25.3	11.2	8.3	1.6	0.1	743	10,637	6,465
電気・ガス・水道・熱供給業	120	18.3	29.2	20.8	15.8	11.7	3.3	0.8	120	12,228	8,481
情報通信業	105	7.6	12.4	33.3	25.7	18.1	1.9	1.0	105	15,149	6,874
運輸業、郵便業	200	13.5	33.5	27.0	12.0	10.0	3.0	1.0	200	12,059	7,717
卸売業、小売業	1,251	12.2	26.9	32.9	15.3	9.7	2.2	0.8	1,251	12,333	7,299
金融業、保険業	113	9.7	20.4	30.1	26.5	9.7	3.5	0.0	113	13,944	7,225
不動産業、物品賃貸業	432	8.8	27.8	30.6	14.6	12.0	4.9	1.4	432	13,607	8,088
学術研究、専門・技術サービス業	66	6.1	15.2	39.4	24.2	9.1	3.0	3.0	66	14,827	8,182
宿泊業、飲食サービス業	136	12.5	41.9	22.1	15.4	5.9	1.5	0.7	136	11,069	6,776
生活関連サービス業、娯楽業	95	12.6	32.6	28.4	18.9	6.3	1.1	0.0	95	10,940	6,126
教育、学習支援業	146	7.5	27.4	34.9	18.5	8.2	2.7	0.7	146	12,841	6,481
医療、福祉	249	12.4	30.9	34.1	14.1	5.6	1.2	1.6	249	11,791	7,296
複合サービス事業	455	9.7	31.2	31.6	14.7	9.7	2.0	1.1	455	12,391	7,234
その他サービス業	389	10.0	26.5	33.4	21.6	6.2	2.3	0.0	389	12,402	6,307
その他	12	8.3	16.7	25.0	41.7	8.3	0.0	0.0	12	13,790	5,603
<企業全体の全常用労働者数>											
300人以上	137	5.1	29.2	40.9	16.1	6.6	2.2	0.0	137	12,616	5,845
100~300人未満	315	9.2	34.3	31.4	18.1	4.8	1.6	0.6	315	11,773	6,438
30~100人未満	915	12.0	33.1	31.8	14.0	6.8	1.7	0.5	915	11,600	6,683
30人未満	4,187	11.9	28.0	29.4	15.9	10.7	2.9	1.1	4,187	12,677	7,741
3 0 人 未 満 内 訳	10~30人未満	1,592	12.9	28.5	30.3	16.7	8.8	1.8	1,592	12,200	7,237
	5~10人未満	1,444	11.5	26.8	31.1	15.5	10.5	3.5	1,444	12,850	7,940
	1~5人未満	1,151	11.0	28.8	26.2	15.2	13.8	3.8	1,151	13,120	8,120
<期間を定めずに雇われている常用労働者数>											
300人以上	68	2.9	26.5	52.9	11.8	4.4	1.5	0.0	68	12,347	5,310
100~300人未満	189	7.4	32.3	32.3	21.7	4.8	0.5	1.1	189	12,143	6,347
30~100人未満	624	9.6	32.5	32.9	16.0	6.3	2.2	0.5	624	12,105	6,599
30人未満	4,673	12.2	28.7	29.5	15.5	10.4	2.8	1.0	4,673	12,506	7,654
3 0 人 未 満 内 訳	10~30人未満	1,449	11.7	28.8	31.5	16.8	8.6	1.4	1,449	12,260	7,007
	5~10人未満	1,452	11.1	27.5	31.3	15.4	10.5	3.3	1,452	12,743	7,768
	1~5人未満	1,772	13.4	29.5	26.4	14.4	11.7	3.5	1,772	12,514	8,049
0人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<パートタイム労働者数>											
300人以上	68	5.9	27.9	36.8	19.1	7.4	2.9	0.0	68	12,947	6,044
100~300人未満	123	9.8	30.9	37.4	16.3	3.3	2.4	0.0	123	11,632	5,987
30~100人未満	284	10.9	38.7	29.2	13.4	6.3	0.7	0.7	284	11,065	6,381
30人未満	4,925	11.6	28.7	30.2	15.8	10.0	2.7	1.0	4,925	12,519	7,535
3 0 人 未 満 内 訳	10~30人未満	446	16.8	36.8	26.5	13.0	4.7	2.2	446	10,487	6,300
	5~10人未満	395	14.7	32.9	32.2	14.2	4.3	1.5	395	10,804	6,185
	1~5人未満	1,461	13.3	30.7	30.9	12.5	9.4	2.3	1,461	11,939	7,414
0人	2,623	9.4	25.7	30.1	18.3	12.1	3.2	1.2	2,623	13,446	7,829

※1人あたりの支給金額=支給総額/実支給者数。期間を定めずに雇われている常用労働者の「通勤手当など」がある企業を対象に「該当者がいない」、不明を除き集計。

図表 2-3：パートタイム労働者の月単位の1人あたりの通勤手当の支給金額
(支給総額/実支給者数)

	n	5 0 0 0 0 円 未 満	1 0 5 0 0 円 未 満	1 5 0 0 0 円 未 満	2 0 0 0 0 円 未 満	3 0 0 0 0 円 未 満	4 0 0 0 0 円 未 満	4 0 0 0 0 円 未 満	4 0 0 0 0 円 未 満	n	平均 (円)	標準 偏差
計	2,471	36.3	37.3	16.2	6.0	3.2	0.5	0.4		2,471	7,710	5,833
<産業>												
鉱業、採石業、砂利採取業	19	52.6	21.1	10.5	5.3	5.3	5.3	0.0		19	8,012	9,188
建設業	241	27.8	36.1	19.5	8.7	4.6	2.1	1.2		241	9,362	7,437
製造業	408	48.3	34.1	10.5	4.7	2.2	0.0	0.2		408	6,422	5,018
電気・ガス・水道・熱供給業	25	36.0	40.0	8.0	4.0	12.0	0.0	0.0		25	8,039	5,723
情報通信業	35	17.1	28.6	25.7	17.1	11.4	0.0	0.0		35	10,992	6,563
運輸業、郵便業	88	28.4	51.1	14.8	2.3	2.3	1.1	0.0		88	7,471	5,031
卸売業、小売業	595	38.5	35.1	16.3	6.2	3.4	0.3	0.2		595	7,528	5,450
金融業、保険業	49	28.6	28.6	24.5	8.2	8.2	2.0	0.0		49	9,605	6,753
不動産業、物品賃貸業	146	27.4	45.9	15.1	6.8	3.4	0.0	1.4		146	8,457	6,462
学術研究、専門・技術サービス業	28	17.9	42.9	14.3	10.7	10.7	3.6	0.0		28	10,504	7,894
宿泊業、飲食サービス業	111	43.2	44.1	9.0	2.7	0.9	0.0	0.0		111	5,921	3,912
生活関連サービス業、娯楽業	80	41.3	38.8	17.5	1.3	0.0	0.0	1.3		80	6,465	5,649
教育、学習支援業	102	37.3	39.2	16.7	4.9	0.0	0.0	2.0		102	7,657	6,955
医療、福祉	177	40.7	36.2	14.7	5.6	2.8	0.0	0.0		177	7,339	5,227
複合サービス事業	142	32.4	33.8	23.2	7.0	2.8	0.7	0.0		142	8,392	5,432
その他サービス業	184	23.4	44.0	22.3	7.1	3.3	0.0	0.0		184	8,322	4,904
その他	6	0.0	50.0	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0		6	10,205	4,346
<企業全体の全常用労働者数>												
300人以上	123	29.3	49.6	13.0	4.9	1.6	0.8	0.8		123	7,914	6,212
100～300人未満	240	37.9	42.9	14.6	2.9	1.3	0.4	0.0		240	6,910	4,575
30～100人未満	619	41.2	36.7	14.2	5.3	1.8	0.3	0.5		619	7,151	5,569
30人未満	1,489	34.7	35.6	17.6	6.9	4.3	0.5	0.4		1,489	8,055	6,054
内 未 3 0 満 人	780	38.1	36.7	14.6	5.6	4.1	0.4	0.5		780	7,634	5,996
5～10人未満	491	31.0	35.0	20.8	8.8	3.7	0.8	0.0		491	8,331	5,632
1～5人未満	218	30.7	33.0	21.1	7.3	6.4	0.5	0.9		218	8,940	6,980
<期間を定めていない雇用されている常用労働者数>												
300人以上	55	14.5	60.0	12.7	7.3	1.8	1.8	1.8		55	9,761	7,510
100～300人未満	137	30.7	45.3	16.8	4.4	2.2	0.7	0.0		137	7,555	5,255
30～100人未満	358	37.4	36.6	16.2	6.4	2.5	0.6	0.3		358	7,662	5,557
30人未満	1,841	37.2	36.0	16.5	6.0	3.5	0.4	0.4		1,841	7,705	5,884
未 3 満 0 内 未 3 0 満 人	646	39.0	36.7	14.7	5.3	3.6	0.3	0.5		646	7,524	5,858
5～10人未満	532	35.2	36.3	17.7	6.8	3.0	0.6	0.6		532	7,873	6,038
1～5人未満	613	36.7	35.4	17.3	5.7	4.2	0.3	0.3		613	7,771	5,846
0人	50	40.0	30.0	18.0	12.0	0.0	0.0	0.0		50	7,436	4,845
<パートタイム労働者数>												
300人以上	62	33.9	50.0	12.9	1.6	1.6	0.0	0.0		62	6,865	3,853
100～300人未満	112	44.6	48.2	3.6	2.7	0.0	0.9	0.0		112	6,084	4,303
30～100人未満	275	41.1	41.1	14.5	2.2	0.4	0.0	0.7		275	6,567	5,109
30人未満	2,022	35.3	35.8	17.3	6.9	3.9	0.5	0.4		2,022	7,982	6,011
未 3 満 0 内 未 3 0 満 人	422	45.0	38.2	12.6	2.6	0.9	0.2	0.5		422	6,593	5,077
5～10人未満	358	40.5	34.4	17.9	4.5	1.7	0.6	0.6		358	7,266	5,505
1～5人未満	1,242	30.5	35.3	18.7	9.0	5.5	0.6	0.3		1,242	8,660	6,330
0人	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-

※1人あたりの支給金額＝支給総額/実支給者数。パートタイム労働者の「通勤手当など」がある企業を対象に「該当者がいない」、不明を除き集計。

3. 就業規則等での支給上限規定の有無及び上限額

(1) 期間を定めていない雇用されている常用労働者の通勤費の上限額

期間を定めていない雇用されている常用労働者において、就業規則等に通勤手当の支給上限額の規定があるかについては、「規定がある」が39.3%、「規定がない」が56.2%となっている(図表3-1)。

「規定がある」場合の上限額については、平均値が34,260円となっている(図表3-2)。

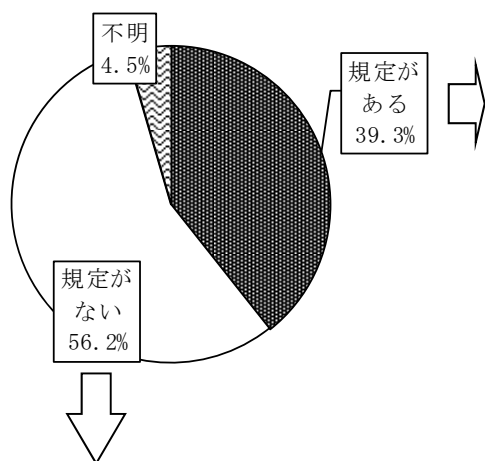
「規定がない」場合について、上限があるかどうかを尋ねたところ、「ある」が11.5%、「な

い」が 83.6%となっている（図表 3-3）。上限が「ある」企業について、上限額を尋ねたところ、その平均値は 27,583 円である（図表 3-4）。

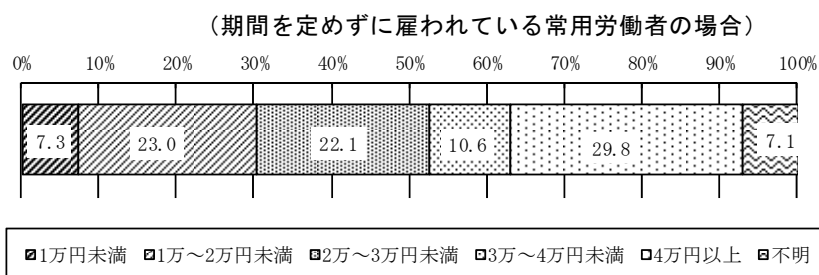
通勤手当の支給上限額の規定の有無について、期間を定めずに雇われている常用労働者規模別にみると、「規定がある」とする企業割合は、規模が大きくなるほどおおむね高くなる。支給上限額の平均値は、おおむね規模が大きくなるほど高い（図表 3-5）。

「規定がない場合」についての上限額の有無では、規模が小さくなるほど上限が「ある」とする割合が高い。規定がない場合の上限額は規模によってほとんど差はみられない（図表 3-6）。

図表 3-1：通勤手当の支給上限額の規定の有無 (n=6268)
(期間を定めずに雇われている常用労働者の場合)

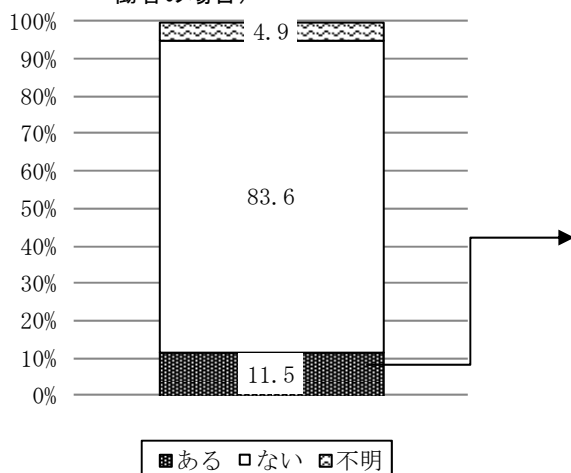


図表 3-2：上限規定がある場合の上限額 (n=2466)

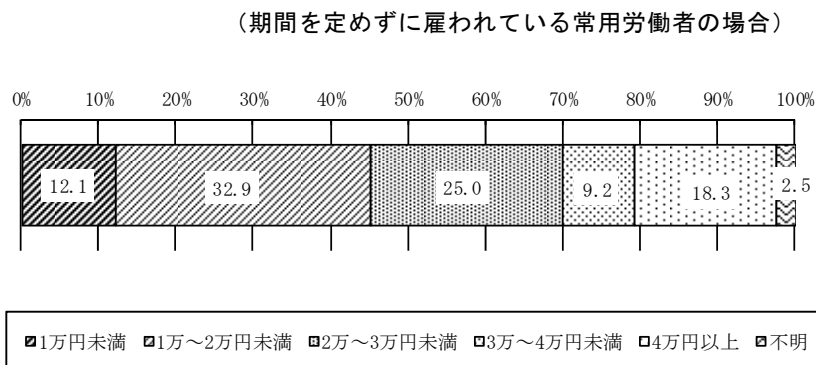


※平均値34,260円 (n=2,291、標準偏差27,867)

図表 3-3：規定がない場合の上限の有無 (n=3518)
(期間を定めずに雇われている常用労働者の場合)



図表 3-4：上限規定がない場合の上限額 (n=404)



※平均値27,583円 (n=394、標準偏差28,887)

※図表3-1は、期間を定めずに雇われている常用労働者の「通勤手当」がある企業を対象に集計。図表3-2は、通勤手当の上限額の「規定がある」企業を対象に集計。図表3-3は、期間を定めずに雇われている常用労働者の「通勤手当」がある企業のうち、通勤手当の上限額の「規定がない」企業を対象に集計。図表3-4は「規定がない」が上限が「ある」企業を対象に集計。

図表 3-5: 期間を定めずに雇われている常用労働者の通勤手当の支給上限額規定の有無及び、
規定がある場合の上限額 (単位=%)

	(1) 規定の有無				(2) 「規定がある」場合の上限額			
	n	規定がある	規定がない	不明	n	平均(円)	標準偏差	
計	6,268	39.3	56.1	4.5	2,291	34,260	27,867	
<産業>								
鉱業, 採石業, 砂利採取業	81	49.4	45.7	4.9	39	19,546	13,063	
建設業	1,043	29.7	64.1	6.1	293	29,907	24,942	
製造業	818	44.6	51.6	3.8	333	30,568	26,435	
電気・ガス・水道・熱供給業	136	44.9	50.0	5.1	54	42,377	33,691	
情報通信業	115	30.4	67.0	2.6	32	44,437	31,758	
運輸業, 郵便業	226	50.0	47.3	2.7	105	37,426	28,073	
卸売業, 小売業	1,432	35.9	58.9	5.2	478	32,850	27,656	
金融業, 保険業	125	30.4	65.6	4.0	35	45,978	29,784	
不動産業, 物品賃貸業	495	31.3	63.4	5.3	140	40,374	29,516	
学術研究, 専門・技術サービス業	76	36.8	63.2	0.0	28	47,129	28,098	
宿泊業, 飲食サービス業	153	51.0	43.8	5.2	75	29,540	23,954	
生活関連サービス業, 娯楽業	110	50.0	46.4	3.6	51	26,424	21,019	
教育, 学習支援業	157	50.3	48.4	1.3	76	41,041	26,814	
医療, 福祉	278	47.1	50.4	2.5	128	37,753	31,712	
複合サービス事業	485	47.6	49.5	2.9	206	31,801	26,744	
その他サービス業	442	46.2	50.0	3.8	189	41,671	28,579	
その他	14	42.9	50.0	7.1	6	57,500	33,385	
<期間を定めずに雇われている常用労働者数>								
300人以上	81	54.3	45.7	0.0	40	55,345	29,107	
100~300人未満	211	60.2	38.9	0.9	120	41,735	28,159	
30~100人未満	696	52.0	45.3	2.7	333	38,619	28,364	
30人未満	5,239	36.7	58.5	4.7	1,790	32,431	27,256	
未3 満0 内人 訳	10~30人未満	1,583	44.8	52.4	2.8	671	35,049	27,238
	5~10人未満	1,615	34.9	60.5	4.6	522	31,965	27,331
	1~5人未満	1,993	32.2	62.3	5.6	587	29,644	26,606
	0人	48	25.0	41.7	33.3	10	44,710	39,606

※(1)は、期間を定めずに雇われている常用労働者の「通勤手当」がある企業を対象に集計。(2)は通勤手当の上限額の「規定がある」企業を対象に集計。

図表 3-6: 期間を定めずに雇われている常用労働者の通勤手当の支給上限額の「規定がない」
場合の上限の有無、及びその上限額 (単位=%)

	(1) 「規定がない」場合の上限の有無				(2) 「規定がない」場合の上限額			
	n	ある	ない	不明	n	平均(円)	標準偏差	
計	3,518	11.5	83.6	4.9	394	27,583	28,887	
<産業>								
鉱業, 採石業, 砂利採取業	37	29.7	64.9	5.4	10	20,640	14,074	
建設業	669	13.9	81.0	5.1	92	27,221	27,096	
製造業	422	15.2	79.6	5.2	63	19,916	17,910	
電気・ガス・水道・熱供給業	68	7.4	86.8	5.9	4	36,250	36,976	
情報通信業	77	10.4	87.0	2.6	7	36,286	27,411	
運輸業, 郵便業	107	12.1	83.2	4.7	13	21,346	11,773	
卸売業, 小売業	843	9.7	84.3	5.9	80	26,273	26,723	
金融業, 保険業	82	11.0	82.9	6.1	9	26,383	27,868	
不動産業, 物品賃貸業	314	8.3	86.6	5.1	25	36,556	47,786	
学術研究, 専門・技術サービス業	48	6.3	87.5	6.3	3	25,000	10,801	
宿泊業, 飲食サービス業	67	11.9	86.6	1.5	8	32,688	28,332	
生活関連サービス業, 娯楽業	51	7.8	88.2	3.9	4	27,750	13,236	
教育, 学習支援業	76	15.8	81.6	2.6	12	45,833	28,346	
医療, 福祉	140	12.1	86.4	1.4	17	49,765	51,222	
複合サービス事業	240	8.8	87.9	3.3	20	23,551	21,571	
その他サービス業	221	10.0	85.1	5.0	21	22,776	18,196	
その他	7	0.0	100.0	0.0	-	-	-	
<期間を定めずに雇われている常用労働者数>								
300人以上	37	0.0	91.9	8.1	-	-	-	
100~300人未満	82	3.7	93.9	2.4	3	55,000	34,881	
30~100人未満	315	10.5	86.7	2.9	32	26,700	24,100	
30人未満	3,067	11.9	83.0	5.1	357	27,433	29,193	
未3 満0 内人 訳	10~30人未満	829	12.4	83.5	4.1	97	29,651	31,258
	5~10人未満	977	12.4	82.5	5.1	121	27,534	26,493
	1~5人未満	1,241	11.2	83.1	5.7	136	26,086	30,083
	0人	20	15.0	80.0	5.0	3	12,667	5,249

※(1)は、期間を定めずに雇われている常用労働者の「通勤手当」がある企業のうち、通勤手当の上限額の「規定がない」企業を対象に集計。(2)は「規定がない」が上限が「ある」企業を対象に集計。

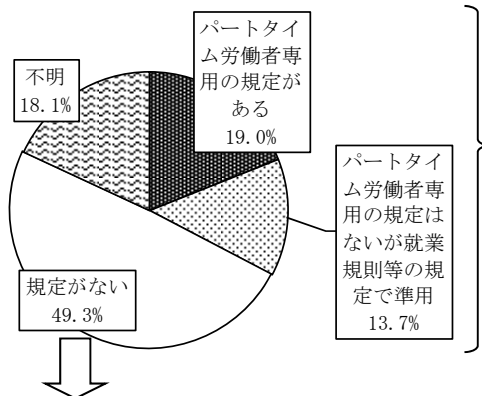
(2)パートタイム労働者の通勤費の上限額

パートタイム労働者において、就業規則等に通勤手当の支給上限額の規定があるかについては、「パートタイム労働者専用の規定がある」が19.0%、「パートタイム労働者専用の規定はないが就業規則等の規定で準用」が13.7%となっており、両者を合わせて何らかの上限規定があるとしているのは32.7%となっている(図表3-7)。何らかの上限規定がある企業(「パートタイム労働者専用の規定がある」「パートタイム労働者専用の規定はないが就業規則等の規定で準用」の合計)の上限額の平均値は28,536円となっている(図表3-8)。

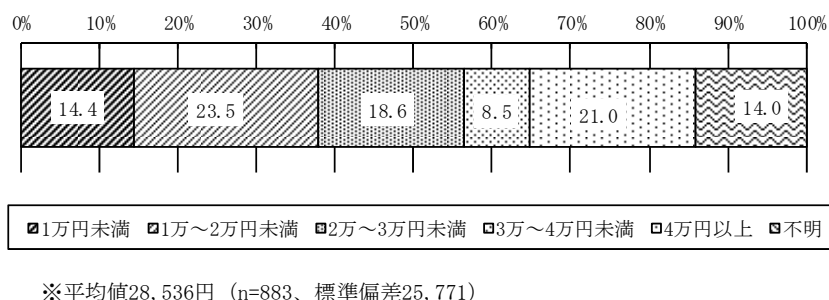
「規定がない」場合について、上限があるかどうかを尋ねたところ、「ある」が20.4%、「ない」が75.3%となっている(図表3-9)。上限が「ある」企業の平均値は23,360円である(図表3-10)。

通勤手当の支給上限額の規定の有無をパートタイム労働者規模別にみると、「パートタイム労働者専用の規定がある」の割合は規模が大きくなるほど高い(図表3-11)。「規定がない場合」についての上限額の有無では、規模が小さくなるほど上限が「ある」とする割合がおおむね高い(図表3-12)。

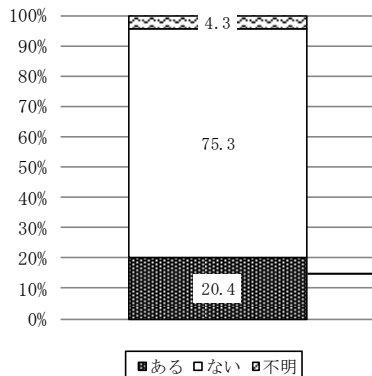
図表 3-7 : 通勤手当の支給上限額の規定の有無 (n=3146) (パートタイム労働者)



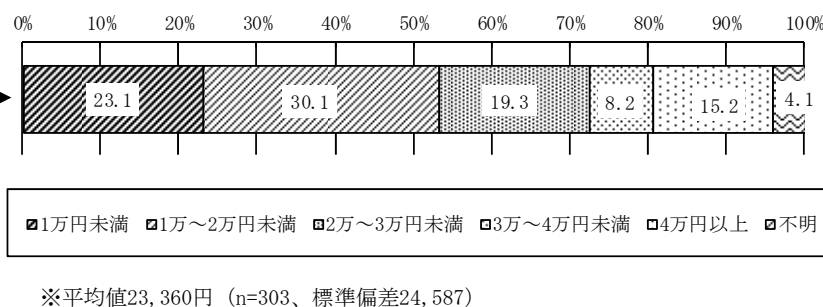
図表 3-8 : 上限規定がある場合の上限額 (n=1,027) (パートタイム労働者)



図表 3-9 : 規定がない場合の上限の有無 (n=1,551) (パートタイム労働者)



図表 3-10 : 上限規定がない場合の上限額 (n=316) (パートタイム労働者)



※図表3-7は、パートタイム労働者の「通勤手当」がある企業を対象に集計。図表3-8は、通勤手当の上限額で「パートタイム労働者専用の規定がある」「パートタイム労働者専用の規定はないが就業規則等の規定で準用」とする企業を対象に集計。図表3-9は、パートタイム労働者の「通勤手当」がある企業のうち、通勤手当の上限額の「規定がない」企業を対象に集計。図表3-10は「規定がない」が上限が「ある」企業を対象に集計。

図表 3-11: パートタイム労働者の通勤手当の支給上限額の規定の有無及び、規定がある場合の上限額 (単位=%)

	(1) 規定の有無					(2) 上限規定がある場合の上限額		
	n	パートタイム労働者専用の規定がある	パートタイム労働者専用の規定はないが就業規則等の規定で準用	規定がない	不明	n	平均(円)	標準偏差
計	3,146	19.0	13.7	49.3	18.1	883	28,536	25,771
<産業>								
鉱業、採石業、砂利採取業	25	12.0	24.0	44.0	20.0	8	25,588	15,423
建設業	373	8.3	9.9	63.0	18.8	56	30,397	27,736
製造業	488	18.4	14.5	50.8	16.2	141	27,845	25,692
電気・ガス・水道・熱供給業	37	24.3	16.2	45.9	13.5	13	28,232	33,975
情報通信業	49	18.4	8.2	59.2	14.3	11	40,091	32,095
運輸業、郵便業	109	17.4	23.9	44.0	14.7	36	27,682	23,068
卸売業、小売業	748	20.1	14.0	48.7	17.2	223	24,128	22,389
金融業、保険業	63	14.3	12.7	55.6	17.5	14	40,143	24,170
不動産業、物品賃貸業	198	18.7	11.6	50.5	19.2	49	30,441	23,826
学術研究、専門・技術サービス業	33	12.1	12.1	57.6	18.2	7	49,643	23,620
宿泊業、飲食サービス業	128	34.4	8.6	33.6	23.4	51	19,345	13,679
生活関連サービス業、娯楽業	94	29.8	12.8	37.2	20.2	34	17,332	18,284
教育、学習支援業	118	19.5	14.4	46.6	19.5	33	37,527	23,231
医療、福祉	203	18.2	15.3	47.3	19.2	59	27,373	24,187
複合サービス事業	185	20.5	18.4	43.2	17.8	58	32,469	30,903
その他サービス業	244	24.2	11.9	46.3	17.6	78	38,255	30,528
その他	9	11.1	33.3	22.2	33.3	4	53,750	31,893
<パートタイム労働者数>								
300人以上	71	40.8	8.5	40.8	9.9	35	28,057	24,435
100~300人未満	122	39.3	15.6	32.8	12.3	58	27,510	22,871
30~100人未満	295	35.6	10.5	36.6	17.3	124	24,468	24,586
30人未満	2,637	15.6	14.2	51.8	18.4	663	29,430	26,240
未 満 3 0 人	450	24.9	13.8	45.3	16.0	153	27,398	26,757
5~10人未満	396	18.2	16.4	48.5	16.9	114	27,368	24,336
1~5人未満	1,469	12.8	13.0	54.9	19.3	323	28,137	25,116
0人	322	12.4	17.4	50.9	19.3	73	42,633	28,983

※(1)は、パートタイム労働者の「通勤手当」がある企業を対象に集計。(2)は通勤手当の上限額で「パートタイム労働者専用の規定がある」「パートタイム労働者専用の規定はないが就業規則等の規定で準用」とする企業を対象に集計。

図表 3-12: パートタイム労働者の通勤手当の支給上限額の「規定がない」場合の上限の有無、及びその上限額 (単位=%)

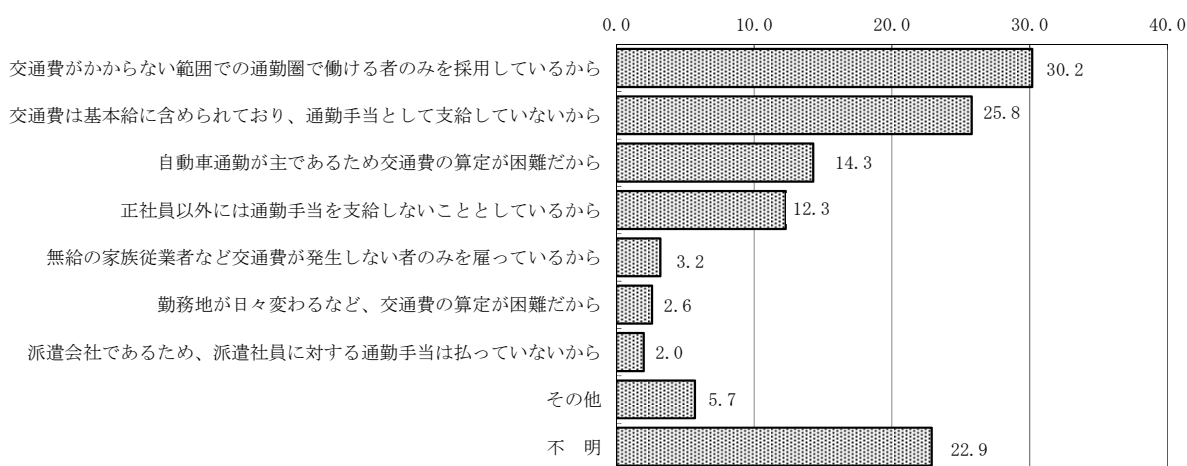
	(1) 「規定がない」場合の上限の有無				(2) 「規定がない」場合の上限額		
	n	ある	ない	不明	n	平均(円)	標準偏差
計	1,551	20.4	75.3	4.3	303	23,360	24,587
<産業>							
鉱業、採石業、砂利採取業	11	54.5	45.5	0.0	5	13,000	8,124
建設業	235	23.0	71.5	5.5	51	24,324	25,511
製造業	248	19.4	77.4	3.2	47	15,332	12,861
電気・ガス・水道・熱供給業	17	29.4	70.6	0.0	5	84,000	32,000
情報通信業	29	24.1	72.4	3.4	7	31,429	28,873
運輸業、郵便業	48	25.0	70.8	4.2	11	26,077	22,165
卸売業、小売業	364	18.1	75.8	6.0	66	21,292	24,204
金融業、保険業	35	14.3	85.7	0.0	5	10,912	8,105
不動産業、物品賃貸業	100	17.0	77.0	6.0	16	21,500	20,446
学術研究、専門・技術サービス業	19	21.1	73.7	5.3	4	46,350	32,186
宿泊業、飲食サービス業	43	44.2	55.8	0.0	19	16,413	10,921
生活関連サービス業、娯楽業	35	25.7	65.7	8.6	9	13,567	7,212
教育、学習支援業	55	18.2	76.4	5.5	8	33,963	16,429
医療、福祉	96	17.7	81.3	1.0	17	31,818	33,834
複合サービス事業	80	13.8	83.8	2.5	9	31,222	27,341
その他サービス業	113	19.5	77.9	2.7	20	27,730	25,912
その他	2	0.0	100.0	0.0	-	-	-
<パートタイム労働者数>							
300人以上	29	13.8	86.2	0.0	4	20,000	6,124
100~300人未満	40	12.5	82.5	5.0	4	17,750	15,368
30~100人未満	108	17.6	81.5	0.9	19	24,832	23,327
30人未満	1,367	20.9	74.4	4.7	274	23,176	24,562
未 満 3 0 人	204	25.0	69.6	5.4	50	23,270	22,937
5~10人未満	192	20.8	75.5	3.6	39	17,223	17,880
1~5人未満	807	21.3	74.0	4.7	164	23,637	25,810
0人	164	14.0	81.1	4.9	21	30,405	26,514

※(1)は、パートタイム労働者の「通勤手当」がある企業のうち、通勤手当の上限額の「規定がない」企業を対象に集計。(2)は「規定がない」が上限が「ある」企業を対象に集計。

4. 通勤手当がない理由

通勤手当がない企業について、通勤手当がない理由は、「交通費がかからない範囲での通勤圏で働ける者のみを採用しているから」が 30.2%でもっとも高く、次いで、「交通費は基本給に含められており、通勤手当として支給していないから」(25.8%)、「自動車通勤が主であるため交通費の算定が困難だから」(14.3%)、「正社員以外には通勤手当を支給しないこととしているから」(12.3%) などとなっている⁷ (図表 4-1。参考として、パートタイム労働者数規模別にみたものが図表 4-2)。

図表 4-1：通勤手当がない理由（複数回答、n=1513、単位＝％）



※期間を定めずに雇われている常用労働者、パートタイム労働者の両方もしくはいずれかで通勤手当がない企業を対象に集計。

図表 4-2：通勤手当がない理由（単位＝％、複数回答）

	n	交通費がかからない範囲で働ける者のみを採用しているから	交通費は基本給に含められており、通勤手当として支給していないから	自動車通勤が主であるため交通費の算定が困難だから	正社員以外には通勤手当を支給しないこととしているから	無給の家族従業者など交通費が発生しない者のみを雇っているから	勤務地が日々変わるなど、交通費の算定が困難だから	派遣会社であるため、派遣社員に対する通勤手当は払っていないから	その他	不明
計	1,513	30.2	25.8	14.3	12.3	3.2	2.6	2.0	5.7	22.9
<パートタイム労働者数>										
100人以上	26	50.0	0.0	0.0	57.7	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7
30～100人未満	58	55.2	0.0	29.3	1.7	5.2	13.8	0.0	1.7	19.0
30人未満	1,347	29.5	3.3	11.0	2.4	14.5	26.2	2.2	6.0	23.6
未 満 3 0 人	113	41.6	1.8	29.2	0.0	10.6	21.2	0.9	0.9	16.8
10～30人未満	114	40.4	1.8	20.2	0.9	7.0	30.7	0.9	2.6	21.1
5～10人未満	579	33.5	3.8	11.6	1.6	13.3	25.0	2.6	2.8	24.4
1～5人未満	541	20.5	3.3	4.6	4.3	18.1	27.5	2.2	11.3	24.8

※期間を定めずに雇われている常用労働者、パートタイム労働者の両方もしくはいずれかで通勤手当がない企業を対象に集計。

⁷ 「その他」が 5.7%あるが、自由記述内容では、「車輛借上制度有」や「通勤車輛を会社で付与」「通勤は車で走っているので現物にて支給」等の回答が多かった（「会社で通勤バスを出している」との回答もあった）。また、「パートタイム労働者がいない」などの回答も多い。少数ではあるが、「通勤日数が少ない」「報酬等のほかいかなる手当も支給しないため」「通勤手当を支給しないこととしているから」「通勤手段によって手当を支給するという考えがない」「特に理由なし」等の記述もあった。

5. 家族手当

家族手当の制度上の支給方法は、「扶養家族ごとに支給額が異なる」が69.1%、「扶養家族であれば支給額が同一」が15.3%、「扶養家族の人数にかかわらず定額を支給」が9.8%となっている。期間を定めずに雇われている常用労働者規模別にみると、規模が大きくなるほど「扶養家族ごとに支給額が異なる」の割合が高まる一方で、「扶養家族であれば支給額が同一」「扶養家族の人数にかかわらず定額を支給」の割合はおおむね低下している（図表5-1）。

支給方法ごとの月あたり支給額の平均値は、「扶養家族の人数にかかわらず定額を支給」の場合が14,325円である（図表5-2）。「扶養家族であれば支給額が同一」の場合の扶養家族1人あたりの支給額の平均値は6,888円である（図表5-3）。「扶養家族ごとに支給額が異なる」の場合、その平均値はそれぞれ、「配偶者（第1扶養）」11,613円、「第1子（第2扶養）」5,228円、「第2子（第3扶養）」4,827円、「第3子（第4扶養）」4,792円、「その他の家族」4,277円である。「扶養家族ごとに支給額が異なる」場合の平均額は「第1扶養」から「第4扶養」及び「その他の家族」になるほど低下する。なお、分布をみると、「支給していない」の割合は、「配偶者（第1扶養）」2.1%、「第1子（第2扶養）」2.0%、「第2子（第3扶養）」6.0%、「第3子（第4扶養）」19.4%、「その他の家族」60.2%となっており、「第3子（第4扶養）」及び「その他の家族」でその割合が高い（図表5-4）。

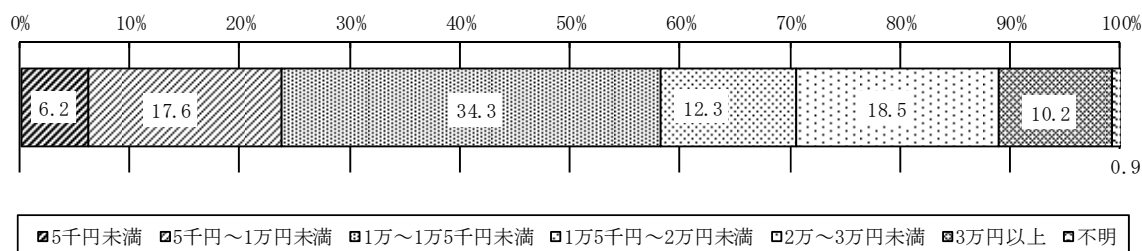
なお、支給方法ごとの支給額の平均値について、期間を定めずに雇われている常用労働者規模別にみると、「扶養家族ごとに支給額が異なる」場合の支給額の平均値はいずれも、わずかながら規模が大きくなるほどおおむね高まる傾向にある（図表5-5）。

図表5-1：家族手当の制度上の支給方法（単位＝％）

	n	わ を ら ず に 支 給 定 額 か の 額 が 同 一	あ れ ば 支 給 で 同 一	扶 養 家 族 ご と に 支 給 額 が 異 な る	不 明	
計	3,309	9.8	15.3	69.1	5.8	
<産業>						
鉱業、採石業、砂利採取業	43	16.3	18.6	62.8	2.3	
建設業	540	15.6	20.2	55.9	8.3	
製造業	509	11.4	16.3	69.7	2.6	
電気・ガス・水道・熱供給業	88	5.7	3.4	81.8	9.1	
情報通信業	43	7.0	14.0	67.4	11.6	
運輸業、郵便業	141	5.0	6.4	84.4	4.3	
卸売業、小売業	738	11.7	15.6	66.7	6.1	
金融業、保険業	55	3.6	20.0	69.1	7.3	
不動産業、物品賃貸業	188	8.0	12.8	73.9	5.3	
学術研究、専門・技術サービス業	35	8.6	20.0	65.7	5.7	
宿泊業、飲食サービス業	55	10.9	27.3	47.3	14.5	
生活関連サービス業、娯楽業	49	8.2	18.4	65.3	8.2	
教育、学習支援業	85	4.7	8.2	85.9	1.2	
医療、福祉	140	4.3	15.0	75.0	5.7	
複合サービス事業	312	4.2	11.9	80.4	3.5	
その他サービス業	245	7.3	12.2	73.5	6.9	
その他	7	28.6	14.3	57.1	0.0	
<期間を定めずに雇われている常用労働者数>						
300人以上	53	0.0	3.8	90.6	5.7	
100～300人未満	154	3.9	8.4	86.4	1.3	
30～100人未満	463	6.0	7.6	83.2	3.2	
30人未満	2,599	10.8	17.0	65.7	6.5	
未 3 満 0 人 内 訳	10～30人未満	950	6.6	15.6	73.9	3.9
	5～10人未満	792	13.5	17.6	61.2	7.7
	1～5人未満	827	12.7	18.3	61.3	7.7
	0人	30	20.0	13.3	46.7	20.0

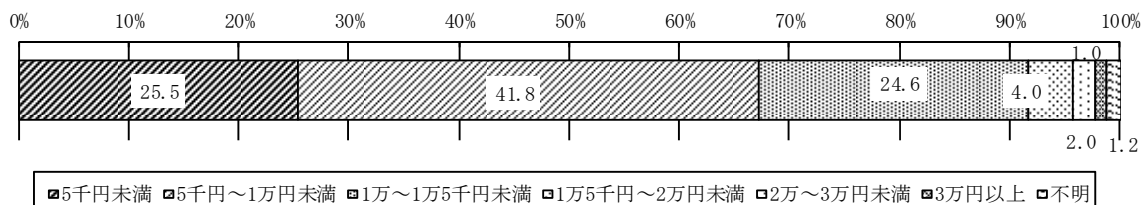
※「家族手当、扶養手当、育児支援手当など」が「期間を定めずに雇われている常用労働者」「パートタイム労働者」いずれかに「ある」企業を対象に集計。

図表 5-2：家族手当の支給方法「扶養家族の人数にかかわらず定額を支給」の場合の定額支給額 (n=324)



※家族手当の支給方法で、「扶養家族の人数にかかわらず定額を支給」と回答した企業を対象に集計。平均値14,325円 (n=321、標準偏差10,110)。

図表 5-3：家族手当の支給方法「扶養家族であれば支給額が同一」の場合の扶養家族1人あたりの支給額 (n=505)



※家族手当の支給方法で、「扶養家族であれば支給額が同一」と回答した企業を対象に集計。平均値6,888円 (n=499、標準偏差4,878)。

図表 5-4：家族手当の支給方法「扶養家族ごとに支給額が異なる」場合の支給額 (n=2288、単位=%)

	支給していない	5千円未満	5千円～1万円未満	1万～1万5千円未満	1万5千円～2万円未満	2万～3万円未満	3万円以上	不明	n	平均(円)	標準偏差
配偶者(第1扶養)	2.1	6.0	20.1	43.9	16.5	7.4	1.6	2.4	2,184	11,613	5,847
第1子(第2扶養)	2.0	39.0	46.7	9.0	1.2	0.8	0.2	1.0	2,219	5,228	3,294
第2子(第3扶養)	6.0	43.4	41.4	6.2	1.0	0.7	0.1	1.1	2,126	4,827	3,137
第3子(第4扶養)	19.4	39.1	32.9	5.3	0.8	0.9	0.3	1.4	1,813	4,792	3,718
その他の家族	60.2	20.1	14.6	2.3	0.3	0.0	0.0	2.4	855	4,277	2,714

※家族手当の支給方法で、「扶養家族ごとに支給額が異なる」と回答した企業を対象に集計。

図表 5-5 : 支給方法ごとの月あたり支給額の平均値

	「扶養家族ごとに支給額が異なる」場合																					
	「扶養家族でなければ支給額が同一」場合			「扶養家族1人あたり支給額」			第1子(第2扶養)			第2子(第3扶養)			第3子(第4扶養)			その他の家族						
	n	平均(円)	標準偏差	n	平均(円)	標準偏差	n	平均(円)	標準偏差	n	平均(円)	標準偏差	n	平均(円)	標準偏差	n	平均(円)	標準偏差				
計	321	14,325	10,110	499	6,888	4,878	2,184	11,613	5,847	2,219	5,228	3,294	2,126	4,827	3,137	1,813	4,792	3,718	855	4,277	2,714	
<産業>																						
鉱業、採石業、砂利採取業	7	7,714	5,548	8	3,588	2,608	25	8,888	4,305	26	4,242	2,776	26	4,215	2,737	23	4,091	2,975	12	4,075	3,844	
建設業	84	15,136	9,735	108	6,819	4,042	290	10,639	5,606	291	4,922	3,004	276	4,511	2,846	237	4,582	3,430	82	3,764	3,025	
製造業	58	14,983	12,387	83	5,883	3,434	339	10,815	5,693	345	4,816	3,125	334	4,512	3,283	282	4,674	4,391	101	3,613	2,570	
電気・ガス・水道・熱供給業	5	13,000	7,849	3	6,667	2,357	71	12,154	4,899	71	5,775	3,328	69	5,246	3,253	60	4,612	2,529	34	4,509	2,219	
情報通信業	3	26,000	5,354	6	11,167	10,961	28	14,914	6,118	29	5,831	2,479	28	5,557	2,488	25	5,240	2,608	16	5,250	3,167	
運輸業、郵便業	7	9,714	5,391	8	5,500	3,082	115	12,125	10,420	116	4,681	3,696	110	4,449	3,969	96	4,411	3,823	52	3,843	2,503	
卸売業、小売業	85	14,300	10,705	112	8,129	6,323	462	11,276	5,677	475	5,178	3,643	450	4,692	3,469	366	4,634	3,775	141	3,845	2,556	
金融業、保険業	2	12,500	2,500	11	6,382	3,112	36	15,256	5,327	36	6,792	6,613	36	5,997	3,115	32	5,431	3,365	12	5,517	1,582	
不動産業、物品賃貸業	14	17,786	8,265	23	6,809	3,515	130	12,686	5,958	137	5,847	3,798	128	5,392	3,297	111	5,251	3,433	44	4,948	3,071	
学術研究、専門・技術サービス業	3	19,000	9,416	7	6,143	2,531	20	13,450	5,194	23	5,783	3,790	22	6,364	5,411	18	6,206	5,650	7	4,543	1,314	
宿泊業、飲食サービス業	6	11,667	3,727	15	4,600	2,444	23	11,200	3,977	24	5,896	3,351	23	4,913	1,834	18	5,194	1,849	9	5,167	1,155	
生活関連サービス業、娯楽業	4	14,500	5,766	9	5,111	2,807	31	10,626	2,546	32	4,884	1,483	31	4,784	1,610	28	4,582	1,721	16	4,988	2,900	
教育、学習支援業	4	14,250	9,653	7	11,000	3,665	72	12,718	4,405	71	6,199	2,552	70	5,689	2,381	59	5,525	2,554	39	5,192	2,775	
医療、福祉	5	12,600	3,878	21	8,762	5,351	100	13,483	5,466	102	6,050	2,991	100	5,748	2,659	87	5,671	3,098	60	5,068	2,760	
複合サービス業	13	9,038	5,235	37	6,068	4,732	248	10,545	4,225	244	4,567	2,170	233	4,075	2,114	204	3,830	2,868	133	3,840	2,530	
その他サービス業	18	13,833	9,069	30	6,433	4,939	171	13,467	5,320	175	5,990	2,850	168	5,673	2,791	147	5,920	4,777	88	5,277	2,424	
その他	2	11,000	1,000	1	5,000	0	3	17,667	3,300	3	7,167	2,095	3	6,500	2,858	3	6,500	2,858	2	4,750	1,750	
<期間を定めていない常用労働者数>																						
300人以上	-	-	-	2	9,000	2,000	41	15,349	10,612	47	6,309	3,192	46	5,883	3,117	40	6,568	3,747	26	5,552	2,661	
100~300人未満	6	9,333	3,815	13	6,962	4,885	126	12,272	5,234	132	5,336	3,304	129	5,016	3,470	116	5,232	5,334	50	4,428	2,950	
30~100人未満	28	15,214	9,523	35	6,920	4,027	361	12,474	5,750	376	5,348	3,695	371	4,950	3,244	317	4,857	3,503	171	4,531	2,805	
30人未満	278	14,307	10,284	437	6,907	4,992	1,642	11,285	5,696	1,651	5,163	3,197	1,569	4,751	3,079	1,333	4,682	3,578	604	4,129	2,643	
未 満	63	14,803	9,022	147	6,614	3,845	678	11,246	5,393	686	5,346	3,408	663	4,938	3,353	589	4,708	3,382	286	4,178	2,712	
3 歳	105	13,417	9,352	139	6,927	5,617	468	11,490	6,024	473	5,042	2,767	453	4,666	2,786	382	4,756	4,069	160	4,358	2,765	
5 歳	104	14,788	11,800	147	7,179	5,402	482	11,197	5,804	478	5,060	3,282	439	4,586	2,932	350	4,596	3,345	153	3,817	2,356	
1 歳	6	16,333	8,788	4	7,000	2,121	14	9,357	4,270	14	3,793	2,359	14	3,793	2,359	12	3,633	2,511	5	3,600	1,881	

※家族手当の支給方法で、各支給方法の支給額の平均値を集計。

6. 住宅手当

住宅手当の支給方法は、「扶養にかかわらず支給額が同一」が54.4%、「扶養の有無に応じて支給額が異なる」が21.4%となっている。これについて、期間を定めずに雇われている常用労働者規模別にみると、「扶養の有無に応じて支給額が異なる」とする割合は規模が大きくなるほどおおむね高まる（図表6-1）。

支給方法ごとの支給上限額の平均値をみると、「扶養にかかわらず支給額が同一」の支給上限額の平均値は19,622円。「扶養の有無に応じて支給額が異なる」の「扶養家族あり」の平均値が28,730円、「扶養家族なし」の平均値が17,527円となっている。

これについて、期間を定めずに雇われている常用労働者規模別にみると、いずれの支給方法も規模が大きくなるほど、その平均値はおおむね高まる傾向にある（図表6-2）。

図表6-1：住宅手当の支給方法（単位＝％）

	n	扶養にかかわらず支給額が同一	て扶養の有無に応じて異なる	不明
計	2,254	54.4	21.4	24.2
<産業>				
鉱業，採石業，砂利採取業	19	52.6	36.8	10.5
建設業	368	61.1	15.8	23.1
製造業	319	56.1	23.2	20.7
電気・ガス・水道・熱供給業	62	45.2	29.0	25.8
情報通信業	40	47.5	37.5	15.0
運輸業，郵便業	90	48.9	25.6	25.6
卸売業，小売業	503	46.5	27.0	26.4
金融業，保険業	37	54.1	24.3	21.6
不動産業，物品賃貸業	121	46.3	22.3	31.4
学術研究，専門・技術サービス業	29	44.8	27.6	27.6
宿泊業，飲食サービス業	51	54.9	23.5	21.6
生活関連サービス業，娯楽業	50	68.0	8.0	24.0
教育，学習支援業	77	76.6	6.5	16.9
医療，福祉	111	62.2	18.0	19.8
複合サービス事業	169	55.0	20.7	24.3
その他サービス業	176	56.3	16.5	27.3
その他	5	60.0	20.0	20.0
<期間を定めずに雇われている常用労働者数>				
300人以上	48	50.0	33.3	16.7
100～300人未満	124	42.7	37.9	19.4
30～100人未満	352	48.3	29.0	22.7
30人未満	1,702	56.9	18.4	24.7
30～30人未満	659	56.1	21.2	22.6
内未3 0 5～10人未満	512	54.1	18.4	27.5
訳満0 人 1～5人未満	508	60.4	15.6	24.0
0人	23	60.9	4.3	34.8

※「住宅手当など」が「期間を定めずに雇われている常用労働者」「パートタイム労働者」いずれかに「ある」企業を対象に集計。

図表 6-2：住宅手当の支給方法別にみた支給方法別の上限額

	「扶養にかかわらず支給額が同一」の場合			「扶養の有無に応じて支給額が異なる」場合						
	支給額（上限額）			扶養家族“あり”（上限額）			扶養家族“なし”（上限額）			
	n	平均 (円)	標準偏 差	n	平均 (円)	標準偏 差	n	平均 (円)	標準偏 差	
計	1,225	19,622	14,222	462	28,730	26,696	384	17,527	17,129	
<産業>										
鉱業，採石業，砂利採取業	10	16,370	12,132	7	16,714	9,098	6	10,000	5,715	
建設業	225	20,413	14,013	55	29,972	20,005	49	16,025	12,499	
製造業	179	15,622	12,479	72	25,347	20,269	56	14,863	12,656	
電気・ガス・水道・熱供給業	28	19,549	12,505	18	17,833	8,904	15	10,000	4,359	
情報通信業	19	21,974	13,095	15	25,167	14,440	12	17,208	6,505	
運輸業，郵便業	44	19,995	15,579	22	32,591	34,419	21	18,552	19,325	
卸売業，小売業	233	20,801	16,045	130	31,777	33,455	101	18,717	19,252	
金融業，保険業	20	27,150	13,836	9	23,656	9,384	7	10,829	5,060	
不動産業，物品賃貸業	56	22,086	15,948	25	30,912	32,237	21	20,633	19,481	
学術研究，専門・技術サービス業	13	25,888	17,547	7	30,429	16,832	6	22,450	12,070	
宿泊業，飲食サービス業	28	23,857	15,726	11	23,545	10,941	11	16,636	10,200	
生活関連サービス業，娯楽業	34	17,844	11,908	4	23,500	9,836	3	15,000	10,801	
教育，学習支援業	59	18,227	9,845	5	30,840	24,684	5	20,240	17,481	
医療，福祉	69	18,088	10,341	19	25,105	15,827	18	14,000	10,900	
複合サービス事業	93	17,008	13,207	35	29,740	35,070	32	23,366	28,550	
その他サービス業	99	20,843	14,679	26	32,983	21,484	20	20,688	16,192	
その他	3	37,667	17,442	-	-	-	-	-	-	
<期間を定めずに雇われている常用労働者数>										
300人以上	24	28,869	16,500	16	44,125	38,048	13	24,308	25,340	
100～300人未満	53	21,170	12,130	46	30,106	29,651	44	20,705	24,402	
30～100人未満	170	21,022	12,913	93	32,174	32,423	72	18,565	13,489	
30人未満	967	18,974	14,319	303	26,817	23,035	251	16,434	15,878	
10～30人未満	369	19,832	15,414	135	27,677	22,584	120	17,138	15,479	
5～10人未満	277	18,271	12,184	91	26,529	24,302	75	16,179	18,079	
1～5人未満	307	18,619	14,648	76	25,695	22,347	55	15,336	13,388	
0人	14	18,071	15,002	1	22,000	0	1	11,500	0	

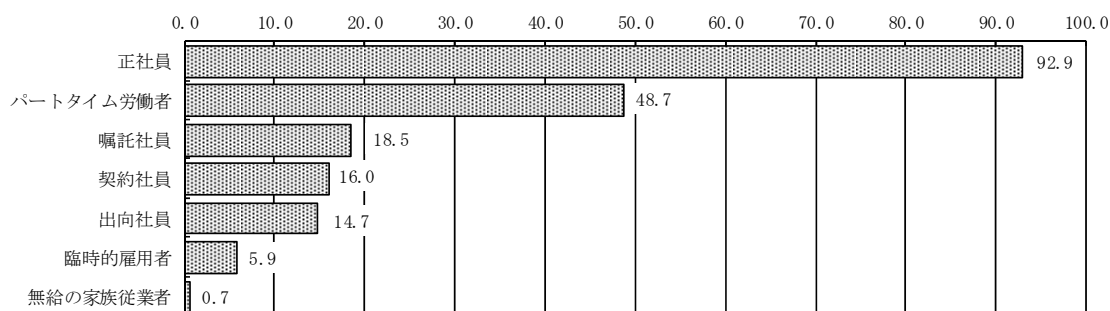
※住宅手当の支給方法で、支給方法ごとの支給額（上限額）の平均値を集計。

7. 就業形態ごとにみた社会保険制度等の適用状況

(1) 各就業形態の有無

調査した企業のうち、「正社員」が「いる」企業割合が92.9%、「パートタイム労働者」が「いる」企業割合が48.7%、「嘱託社員」が「いる」企業割合が18.5%、「契約社員」が「いる」企業割合が16.0%、「出向社員」が「いる」企業割合が14.7%、「臨時的雇用者」が「いる」企業割合が5.9%、「無給の家族従業者」が「いる」企業割合が0.7%となっている（図表7-1。参考として、産業・規模別にみたものが図表7-2）。

図表 7-1：各就業形態の者がいる企業割合（n=7409、単位＝％）



※各就業形態について「いる」企業割合を集計。

図表 7-2：各就業形態がいる企業割合（単位＝％）

	n	正社員	契約社員	嘱託社員	出向社員	無給の家族従業者	臨時的雇用者	パートタイム労働者
計	7,409	92.9	16.0	18.5	14.7	0.7	5.9	48.7
<産業>								
鉱業、採石業、砂利採取業	106	90.6	12.3	22.6	13.2	0.9	11.3	34.9
建設業	1,382	96.5	11.1	9.6	4.9	1.1	4.2	32.1
製造業	930	95.1	17.3	21.5	15.6	0.6	6.0	62.3
電気・ガス・水道・熱供給業	150	84.7	16.0	26.0	35.3	0.7	5.3	27.3
情報通信業	130	82.3	26.2	13.1	27.7	0.0	3.8	35.4
運輸業、郵便業	245	93.5	33.5	39.2	36.7	0.0	12.2	52.7
卸売業、小売業	1,698	93.1	16.0	17.7	14.0	0.6	4.3	55.2
金融業、保険業	155	89.0	12.9	23.2	20.0	0.6	2.6	41.3
不動産業、物品賃貸業	622	87.6	8.7	12.5	14.6	1.1	2.4	31.5
学術研究、専門・技術サービス業	81	93.8	21.0	18.5	19.8	0.0	7.4	44.4
宿泊業、飲食サービス業	170	90.6	25.9	13.5	8.8	0.0	14.1	90.0
生活関連サービス業、娯楽業	136	91.9	17.6	19.9	8.1	0.0	8.8	76.5
教育、学習支援業	173	94.8	33.5	25.4	14.5	1.2	9.8	72.8
医療、福祉	291	90.0	10.0	18.2	19.6	0.0	6.2	69.8
複合サービス事業	532	94.4	11.7	27.3	14.3	0.6	8.8	37.8
その他サービス業	493	92.5	25.6	25.8	22.9	1.0	9.5	53.1
その他	19	84.2	26.3	15.8	10.5	0.0	10.5	42.1
<期間を定めずに雇われている常用労働者数>								
300人以上	82	100.0	67.1	81.7	70.7	0.0	25.6	85.4
100～300人未満	214	97.2	54.2	59.3	45.3	0.9	15.0	81.3
30～100人未満	729	97.1	37.3	44.6	32.9	0.3	12.8	67.4
30人未満	6,126	93.3	12.0	13.6	11.0	0.7	4.6	44.5
未 満 3 0 人	1,661	95.4	21.0	26.0	19.0	0.5	6.7	53.6
10～30人未満	1,837	95.0	10.8	10.6	8.5	0.5	3.8	43.3
未 満 3 0 人	2,356	91.8	7.0	7.9	7.3	1.0	4.0	40.6
1～5人未満	272	81.3	7.7	7.7	11.8	0.4	2.9	30.5
0人								
<パートタイム労働者数>								
300人以上	77	96.1	58.4	50.6	45.5	0.0	16.9	100.0
100～300人未満	142	97.9	46.5	45.8	27.5	0.0	21.1	98.6
30～100人未満	350	93.1	29.7	29.7	21.1	0.3	14.9	98.0
30人未満	6,546	93.0	14.2	17.1	13.9	0.7	4.9	46.3
未 満 3 0 人	563	93.8	21.3	23.1	14.9	0.7	8.7	97.7
10～30人未満	510	92.7	20.6	27.8	15.7	0.6	9.6	97.6
未 満 3 0 人	2,029	92.5	13.9	18.6	13.2	0.9	5.6	95.5
1～5人未満	3,444	93.1	12.3	13.6	14.0	0.6	3.2	1.4
0人								

※各就業形態が「いる」と回答した企業割合を集計。

(2)就業形態ごとの社会保険制度等の適用

各就業形態で適用されている制度について、各就業形態が「いる」企業を対象に集計したものが図表 7-3 である。「正社員」は、「雇用保険」(96.1%)、「健康保険」(95.8%)、「厚生年金」(95.1%)が9割台と高く、「通勤手当」(86.9%)、「賞与支給制度」(83.7%)も8割台となっている。「退職金制度」があるのは68.8%である。「契約社員」「嘱託社員」は、「雇用保険」「通勤手当」「健康保険」「厚生年金」が8割程度となっている。「パートタイム労働者」は「通勤手当」が適用制度としては、69.8%ともっとも高く、次いで、「雇用保険」が62.8%、「健康保険」(39.3%)、「厚生年金」(37.8%)が4割弱、「賞与支給制度」が29.9%などとなっている。

なお、「通勤手当」に注目すると、「正社員」86.9%、「嘱託社員」86.4%、「契約社員」80.5%、「パートタイム労働者」69.8%、「出向社員」69.1%、「臨時的雇用者」49.7%、「無給の家族従業者」5.8%となっており、「臨時的雇用者」や「無給の家族従業者」でその割合が低い。

図表 7-3 : 各就業形態で適用されている制度 (単位=%)

	n	雇用 保険	健康 保険	厚生 年金	国民 年金	企業 年金	退職 金制度	財形 制度	賞与 支給 制度	通勤 手当	不 明
正社員	6884	96.1	95.8	95.1	3.9	14.2	68.8	22.5	83.7	86.9	0.7
契約社員	1188	83.2	80.9	79.5	5.2	8.2	12.0	15.7	49.3	80.5	8.7
嘱託社員	1372	86.5	84.8	83.2	3.1	9.7	14.1	23.8	53.3	86.4	6.1
出向社員	1089	61.5	61.3	60.2	2.6	24.5	49.0	33.6	58.9	69.1	26.1
無給の家族従業者	52	3.8	11.5	9.6	11.5	0.0	3.8	1.9	3.8	5.8	69.2
臨時的雇用者	437	39.4	28.8	27.0	4.8	0.7	3.2	1.1	12.6	49.7	36.8
パートタイム労働者	3610	62.8	39.3	37.8	4.1	2.8	7.3	5.3	29.9	69.8	13.5

※各就業形態が「いる」とする企業を対象に集計。

